

## 平成29年第1回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成29年3月1日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第11号 平成28年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 7 議案第12号 平成28年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第13号 平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第14号 平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第10 議案第15号 平成28年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第16号 平成28年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第12 議案第17号 平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第13 議案第 2号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 3号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第 6号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第 7号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第 8号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第 9号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第10号 中頓別町道路線の変更について
- 第22 議案第26号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について

### ○出席議員（8名）

1番	佐藤奈緒君	2番	長谷川克弘君
3番	西浦岩雄君	4番	宮崎泰宗君
5番	細谷久雄君	6番	東海林繁幸君
7番	星川三喜男君	8番	村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
教育長	田邊彰宏君
総務課長	遠藤義一君
総務課参事	長尾亨君
総務課主幹	野露みゆき君
総務課主幹	工藤正勝君
総務課主幹	庵日鶴君
総務課主幹	笹原等君
産業建設課長	平中敏志君
産業建設課参事	山内功君
産業建設課参事	藤田徹君
産業建設課主幹	永田剛君
産業建設課主幹	千葉靖宏君
産業建設課主幹	土屋順一君
産業建設課主幹	多田優彦君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課主幹	神田節子君
会計管理者	矢上裕寛君
国保病院事務長	小林嘉仁君
国保病院事務次長	今野真二君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成29年第1回中頓別町議会定例会を開会します。  
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、4番、宮崎さん、5番、細谷さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
議会運営委員会委員長の報告を求めます。  
細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成29年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月17日及び2月22日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期ついて、本定例会の会期は本日3月1日から3月10日までの10日間とする。3月5日は休日休会の日であるが、開かれた議会を实践するため、サンデー議会として、町政執行方針、教育行政執行方針、一般質問を行う。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会とする。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは7議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

3、提案された議案の取り扱いについて、議案第1号はいきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。議案第18号から第25号の平成29年度中頓別町各会計予算は、議長発議により全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月8日の本会議終了後から審査する。

4、テレビ中継について、3月5日午前10時からサンデー議会及び3月8日からの予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センター旧教育長室に設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日3月1日から3月10日までの10日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月1日から3月10日までの10日間とすることに決しました。

お諮りします。3月5日は日曜日であり、休日休会の日ですが、議会運営委員会報告のとおり、町民に開かれた議会を实践するためサンデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月5日は会議を開くことに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び1月16日、稚内市で開催された宗谷町村議会議長会定期総会報告、監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、宗谷町村議会議長会定期総会報告にも記載しておりますが、平成29年度宗谷管内町村議会議員研修会が5月23日、本町で開催されることが決定いたしました。議員、事務局職員など参加者が100名を超えることから、議会だけでは対応が不十分であり、今後町に対していろいろなお願いをさせていただくことと思っておりますが、何とぞご協力を賜りますようお願いいたします。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） おはようございます。南宗谷消防組合議会報告をさせていただきます。

平成29年3月1日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、細谷久雄、長谷川克弘。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成28年第2回南宗谷消防組合議会定例会。

日時、平成28年12月20日（会期1日）午前10時開議。

場所、南宗谷消防組合消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

出席議員、細谷議員、長谷川議員。

会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第2号 監査委員報告について、月例監査の結果、一般会計の平成28年8月分、9月分、10月分について適正と認める報告があり、認定第1号 平成27年度南宗谷消防組合会計歳入歳出決算認定については、歳入総額19億4,631万609円、歳出総額19億3,648万1,753円、実質収支額982万8,856円であり、全会一致で認定された。

議案第8号 南宗谷消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特殊勤務手当のうち潜水士手当を追加するもので、原案どおり可決された。

議案第9号 平成28年度南宗谷消防組合会計補正予算については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,340万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,532万2,000円とし、原案どおり可決された。

以上、報告いたします。

○議長（村山義明君） 所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいたさせます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） おはようございます。常任委員会報告につきましては、報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成29年3月1日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、（1）、第7期総合計画後期実施計画について、（2）、観光振興計画について、（3）、ピンネシリ温泉の運営について、（4）、町内工事視察、特別養護老人ホーム長寿園増改修工事。

2、調査の方法、資料による説明聴取、現地視察。

3、調査の期間、平成29年2月14日。

4、場所、議場並びに南宗谷福祉会特別養護老人ホーム長寿園。

5、調査の結果、本委員会は、平成28年第4回定例会議決の継続調査として所管事務調査を行った。（1）、第7期総合計画後期実施計画について。平成24年度から平成28年度までの前期実施計画の実施状況、評価、課題などを踏まえて策定した平成29年度から平成33年度までの後期実施計画における最重点課題、重点課題について説明を受けた。

（2）、観光振興計画について。現在策定中の観光振興計画の骨子について説明を受けた。

(3)、ピンネシリ温泉の運営について。平成28年12月末現在の損益計算書と平成29年1月末現在の宿泊者数、入館者数、会食者数をもとに経営内容の説明を受けた。利用者数は前年同期を上回っており、営業利益は昨年度の28万9,000円から125万3,000増の154万2,000円を見込んでいる。

(4)、町内工事視察。本年度から3カ年計画で実施している特別養護老人ホーム長寿園改修工事を視察した。

#### 【意見】

(2)の観光振興計画について、計画案ができた段階で議会に示してもらうことを要望いたします。

以上でございます。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。本議会におきましては、私にとりましても、また議会にとりましても任期の折り返し前の大変重要な議会であるというふうに認識をしております。大変ご多忙の中、招集に応じていただきまして、皆様ご出席をいただいているところでありますけれども、感謝を申し上げますとともに、この間の議会における議論につきましてぜひよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

一般行政報告につきましては、お手元の資料にもございますけれども、4点ほど私のほうから報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点でありますけれども、JR北海道のダイヤ改正、平成29年3月4日改正でありますけれども、これに伴うバス時刻表の改正及び一部路線の見直しなどについてであります。昨年12月16日に発表されましたJR北海道のダイヤ改正、平成29年3月4日改正分でありますけれども、に伴い、バス時刻表の改正や一部路線の見直しを行うこととされております。具体的には札幌発のJR最終便が現行の17時48分、これは改正前はスーパー宗谷3号でありますけれども、からこれが18時30分、新サロベツ3号というふうになりますけれども、と42分おくれることにより、音威子府着が21時01分から21時48分と47分遅れ、これに接続するバスが終点である鬼志別ターミナルに着くと24時を過ぎてしまい、翌日の乗務員確保など運行に支障をきたすことから、終点を浜頓別ターミナルまで短縮することとしています。なお、最近事故や故障によるJRの遅延が目立っており、列車の音威子府駅到着が大幅に遅れる場合にはバスへの接続ができなくなることから、バスに代わる輸送手段として代替乗合タクシーをJR北海道が確保することで調整をしております。しかし、利用者からはバス運賃相当額の負担をいただくこと

になるため、「有料乗合タクシー事業」との位置付けとなり、関係町村による地域公共交通会議の設置が必要となることから、現在その設置に向けた調整を行っているところであります。このほか、鬼志別ターミナルから浜頓別高校までの朝の通学便2便のうち1便については、現行土、日、祝日運休としているものに加え、高校の長期休業期間中を運休とするほか、鬼志別から浜頓別高校までの区間の上り便について便と便の間が時間差が13分で運行しているものがあることから、一方の重複する区間について短縮を行うなどの運行の効率化を図るというところであります。

2点目は、中頓別町立歯科診療所に関する状況についてであります。中頓別町立歯科診療所に対しましては、昨年9月に厚生労働省北海道厚生局による保険医療機関及び保険医に対する個別指導が行われ、10月にその結果に関する講評を受けました。指導内容としましては、保険診療及び歯科診療に関する認識及び理解が極めて不足しているとの内容であり、多岐にわたり「改善事項」が示されています。これに対し歯科診療所としての「改善報告書」を提出するとともに、「医療費の自主返還」についても精査をし、現在厚生局の確認を受けていました。この度診療報酬の返還金処理についての確認が終了したとの通知がありましたが、返還金につきましては各52件の保険者に対し352万8,345円及び被保険者の自己負担分として受診者88名に対して43万6,121円の返還金ということで確定されたところであります。保険者への返還につきましては、3月以降の診療報酬から分割により精算され、個人への返還金につきましては歯科診療所におきまして随時返還作業が行われることとなります。また、中頓別町立歯科診療所につきましては、現院長の歯科医師、杉澤宗一郎氏との間で平成28年4月1日から5年間の期間で診療業務に関する契約を締結しておりましたが、2月17日付けで「一身上の都合」を理由として5月31日をもって契約を解除したいとの申し出がありました。町としては、この申し出の受け入れを前提に早急に新たな歯科医師が確保できるよう対策を講じていきたいというふうに考えております。

3点目でありますけれども、作業療法士の採用について、病院であります。平成28年4月1日から理学療法士1名を採用し、リハビリテーション業務を開始してきました。この間、外来は延べ1,121名、入院は延べ861名、訪問看護におけるリハビリは延べ61名となり、1日平均10,75人の利用状況となっております。昨年10月に診療報酬の算定基準が改訂となり、実施にあたっての個々の診療計画の策定が大幅に増えてきています。このため、なかなか新患を受け入れることが出来ず、患者様にご迷惑をかけたおりましたが、次年度4月1日から新たに作業療法士1名を採用し、2名体制でリハビリテーションの充実を図ることといたしました。

4点目は、中頓別町農業体験交流施設の管理運営についてであります。中頓別町農業体験交流施設の指定管理者である有限会社シビル開発より平成28年12月8日付けをもって指定管理者本社の管理体制を理由に平成29年3月末日をもっての指定管理の解除の申し出がありました。解除の申し出を受け、町内部で協議した結果、指定管理解除の申し出

を承認することとし、平成29年1月10日から新たな指定管理者の公募を実施いたしましたが、募集期間である平成29年1月31日までには応募者が現れませんでした。このことから、平成29年度につきましては町直営で管理運営を行うこととし、加工体験の受け入れや農園の管理、ミルクプラントの運営を取り進めていくことといたしました。なお、平成30年度以降の管理運営につきましては、改めて町内部で検討協議し、取り進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 中頓別町立歯科診療所に関する状況についてお伺いしたいと思います。

これは厚生局から指導を受けて、結果的に返還金が発生をしたということになると思います。これに関しては、そういった結果ですから、当然必ず返還をしていただかなければならないというふうに思いますけれども、その結果を受けたのかどうか分からないですけれども、一身上の都合でおやめになるというところで2月17日付ですので、恐らくその結果を待っていた段階、まさに指導を受けている最中ということになると思いますけれども、これちょっとやっぱりこういったものに発展をしているわけですから、一身上の都合だけでは簡単におやめになるというふうには済まないのではないかなと思うのですけれども、これ今回のこういった責任をとってということなのか、何かその辺もう少しおやめになるということについてお伺いをできたらなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今回私も直接杉澤先生からお話を受けましたけれども、私自身も厚生局に赴いて今回の問題に対する重篤性というか、その辺についてもお話を伺っています。基本的に先生ご自身も初めての開業ということもありまして、本当にこういった保険の制度等に関する知識不足が原因ということで、悪意とか不正性とか、そういうことを認めるものではないというようなお話をいただいています。ただ、実際にいろいろ改善された項目が多岐にわたりまして、今診療されていてもこれ要するに診療内容と実際に請求できるところについてかなり慎重になられ過ぎているのかなというところがありまして、実際には歯科としての請求が大きく減って、開業というか、運営としてやっていくには厳しい状況になったというふうに聞いております。資金的な問題もあって、現状のままでは長く続けられないというようなことありまして、先ほど申し上げました5月31日付というところを期限としてやめさせていただきたいということでありました。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 慎重に今後についてはなり過ぎてしまってということもわからなくもないなと思うのですけれども、保険のほうで350万円台、自己負担で43万円台

というような返還金ですけれども、今町長がおっしゃるように、決して意図的なものではなくて、いわゆる不当請求というのでしょうか、間違いでしたよということであれば今回に関しては当然返還をして、これからも医師としては続けていかれると思いますので、この点もう二度とないよということまで気をつけてやっていただくというのも、今後も例えば中頓別町で続けていただく、そういうのも責任のとり方だとは思いますが、正直この時点でおやめになるというふうになってしまうとやっぱり町民の皆さんも何かあるのではないかとかいうふうに見られてしまうのではないかなと思うので、もう少しお伺いになって決めていただいたほうがよかったですのではないかなと思うのですけれども、これ保険の請求であるとか自己負担分であるとか、町のほうでも恐らく目を通してはいると思うのですけれども、そういった部分厚生局からの指導でなければこういうのは気づけないものなのか、その前の段階で提出する段階、決算とか保険請求する段階で何か気づくものはなかったのか、これは歯科医だけの責任ではなくて、やっぱり町の責任も大きいと思いますので、その点どうなっているのかちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 事務の流れといたしましては、保険請求したレセプトそのものを請求前に町のほうで審査すると、見た上での出すというような流れにはなっていないで、実際には歯科診療所のほうで請求された総額だけがわかるような形になっていて、そういう意味では請求前の町としてのチェックが働いていなかったというのは確かなことであります。おっしゃるように、町の開設者としての責任はそれでいいのかというところもありますので、今回多岐にわたる指導項目、町のほうも一緒に指導を受けてきておりますので、今後につきましてこういった問題が生じないように、常に1件1件ということはちょっと難しいですけれども、適切な請求がされているかということが確認できるような、そういう対応をとっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長から町のチェック機能についても少し働いていない部分があって、今後見直したり、改善をぜひぜひしていただきたいと思いますと思うのですけれども、新たな医師を確保できるようにということが今後一番重要になってくると思うのですけれども、この点何か現時点で新たな医師の見込みがあるとか、前にいらっしゃった医師の方が隣の自治体にいらっしゃってとか、そんな話を、話レベルですけれども、私も聞いていたので、そういった、または今の先生に誰か探していただくとか、そういうことも必要だと思っておりますけれども、その点最後お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 公募をするかどうかという問題もあるとは思っておりますけれども、今歯科の診療に関しましては長く町民の健診において北大の歯学部の方から先生を派遣をしていただいたりしてきて、そういうつながりもござります。それでまず、今歯科医師

がどういう状況になっているか、確保をしていく上ではどういう課題があるのかというようなことも含めた相談をさせていただいているところでありまして、できればそういうしつかりとした機関からご紹介をいただくような先生であることが望ましいのではないかと、いうふうに考えておりまして、今まずそういう対応をとっています。それで、また難しければさらに確保の手を広げて、何としても6月以降診療が切れることがないような形になる体制をとらせていただくように努力したいと思っております。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

#### ◎議案第11号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第11号 平成28年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第11号 平成28年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） おはようございます。それでは、議案第11号 平成28年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成28年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,013万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,393万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

6ページをお開きください。第2表、繰越明許費は、2款総務費、1項総務管理費、通

知カード・個人番号カード関連事務委託事業14万4,000円及び10款教育費、1項教育総務費、教員住宅建設事業7,752万8,000円を翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰り越しの理由は、通知カード・個人番号カード関連事務委託事業及び教員住宅建設事業の両事業とも国の補正予算成立に合わせて平成29年度に繰り越して実施することとなったものであります。

第3表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債では限度額を変更前5億9,250万円から変更後6億140万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。変更になった事業のみご説明いたします。過疎地域自立促進特別事業の限度額を変更前7,100万円から変更後6,830万円に、森林管理道弥生線開設事業の限度額を変更前1,960万円から変更後1,870万円に、森林管理道松鷹線開設事業の限度額を変更前750万円から変更後740万円に、町道駅向線整備事業の限度額を変更前2,450万円から変更後950万円に、橋梁長寿命化点検事業の限度額を変更前600万円から変更後260万円に、1条仲通り線整備事業の限度額を変更前4,730万円から変更後4,660万円に、小型動力ポンプつき水槽車更新事業の限度額を変更前5,650万円から変更後5,510万円に、歯科診療機器購入事業の限度額を1,880万円から1,720万円に、国民健康保険病院大規模改修事業の限度額を変更前2,970万円から変更後2,580万円に変更し、教員住宅建設事業を新規に3,860万円追加するものであります。

続きまして、起債の目的、辺地対策事業債では限度額1,680万円から変更後1,280万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。内容は、林業専用道天北線開設事業の限度額を変更前1,020万円から変更後750万円に、橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前660万円から変更後530万円に変更するものであります。

7ページをごらんください。起債の目的、臨時財政対策債では限度額を変更前8,506万8,000円から変更後8,316万7,000円に変更するもので、起債の方法、利率等に変動はございません。

24ページをお開きください。事項別明細書、歳出からご説明いたします。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費確定等に伴う既定予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正でございます。

1款議会費、1項1目議会費では、既定額から90万8,000円を減額し、4,348万円とするもので、3節職員手当等では勤勉手当の率改正に伴い1万8,000円の追加、4節共済費では負担率の減に伴う共済組合負担金23万円の減額、9節旅費では委員会の視察研修等の取りやめにより44万7,000円の減額、10節交際費では慶弔費の不足が見込まれることから、2万3,000円の追加、11節需用費では議会だよりの発行ページ数の減により54万8,000円を減額、13節委託料では会議時間数がふえたことにより会議録調製委託料29万6,000円を追加、14節使用料及び賃借料では委員会の視察研修等の取りやめによる高速道路利用料2万円の減額となっております。

25ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から3,094万5,000円を減額し、4億2,788万8,000円とするものです。主な増減理由は、1節報酬では参与報酬360万円の減額、2節給料では他部局との人事異動、昇給、昇格、退職などに伴い750万円の減額、3節職員手当等では人事異動、退職などに伴う減額はありますが、時間外手当、住宅手当、管理職手当、児童手当の増加に伴い150万円の増額、4節共済費も同様に会計間の人事異動、職員の退職、共済組合負担率の改正に伴い980万円の減額、7節賃金では予算の精査により不用額を減額、11節需用費で職員研修、調査活動図書費に5万5,000円を追加、12節役務費で郵便料に30万円を追加、13節委託料では職員健康診断委託料の予算の精査により不用額を減額、19節負担金補助及び交付金では、退職手当負担率の確定による減額及び追加、自治法職員派遣負担金の追加となっております。

2目財政管理費では、既定額から200万3,000円を減額し、2,014万7,000円とするもので、9節旅費、それから26ページ、13節委託料、14節使用料及び賃借料で予算の精査による不用額の減額、11節需用費ではコピー用紙等の事務消耗品の不足により28万7,000円を追加するものであります。

3目文書広報費では、既定額から15万円を減額し、317万5,000円とするもので、事務費予算の精査により11節需用費で15万円の減額となっております。

4目財産管理費では、既定額から70万2,000円を減額し、3,458万3,000円とするもので、13節委託料及び15節工事請負費は予算の精査及び入札減による不用額の減額、18節備品購入費では車両購入費の入札減により不用額の減額及び新規派遣職員に対する事務机、椅子を購入するもので、それに伴う計上となっております。

5目企画費では、既定額から1,332万4,000円を減額し、4,188万7,000円とするものであります。1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。なお、13節委託料、貝化石研究開発業務委託につきましては、地方創生推進交付金の採択を受けましたが、貝化石の研究開発に向けて誘致予定企業から独自に取り組むということを行う提案を受けたため委託業務を行わないこととした、そのことによる減額であります。

28ページをお開きください。7目生活安全推進費では、既定額から10万円を減額し、550万2,000円とするもので、実績に基づく予算の精査により9節旅費で不用額を減額するものであります。

8目防災対策費では、既定額から2万9,000円を減額し、8万円とするもので、1節報酬及び18節備品購入費で予算の精査により不用額を減額するものです。

9目バス転換関連施設維持管理費では、既定額から10万円を減額し、413万9,000円とするもので、内容は11節需用費で消耗品費の不用額の減額となっております。

10目情報推進費では、既定額に13万円を追加し、637万円とするもので、11節需用費では情報関連消耗品費の5万1,000円の追加、12節役務費でソフトウェア更

新費の10万1,000円の追加、18節備品購入費で職員端末購入費にかかる不用額の減額でございます。

29ページ、2項徴税费、1目税務総務費では、既定額から5万5,000円を減額し、584万6,000円とするもので、内容は9節旅費及び11節需用費で不用額の減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に12万4,000円を追加し、1,060万9,000円とするもので、内容は9節旅費で実績に基づく予算の精査による2万円の減額、19節負担金補助及び交付金では第2表で説明した繰越明許事業の通知カード・個人番号カード関連事務委託事業として14万4,000円を計上し、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

30ページをお開きください。4項選挙費、4目参議院議員選挙費は、既定額から28万4,000円を減額し、271万6,000円とするもので、節の説明は省略させていただきますが、いずれも選挙事業費の確定による不用額の減額でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額から1万5,000円を減額し、23万1,000円とするもので、1節報酬にて工業統計調査など各統計調査員報酬の確定に伴う不用額の減額でございます。

31ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額から15万円を減額し、2,409万2,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で不用額の減額、これは日本赤十字中頓別区分補助金として自動体外式除細動器、いわゆるAEDの購入に係る補助金として北海道より当年度に執行できないという旨の報告があったことに伴う皆減となっております。

2目老人福祉費では、既定額から1,461万5,000円を減額し、5億6,330万8,000円とするもので、8節報償費、11節需用費で事業実績に伴う不用額の減額、13節委託料は高齢者温泉入浴委託料の実績見込みによる8万円の追加、18節備品購入費では入札減による減額、19節負担金補助及び交付金は特別養護老人ホーム施設整備助成事業費の確定に伴う負担金1,200万円の減額、20節扶助費は老人福祉施設措置費、後期高齢者お見舞い金助成負担金の実績を勘案し、250万5,000円を減額するものでございます。

4目障害者福祉費では、既定額から3万7,000円を減額し、1億237万5,000円とするもので、内容は13節委託料で実績見込みによる不用額の減額、32ページ、18節備品購入費は入札減による不用額を減額するものであります。

5目災害救助費では、既定額の1,100万円を皆減するもので、20節扶助費及び21節貸付金において災害弔慰金、災害見舞金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところであります。

6目重度心身障害者特別対策費では、既定額から300万円を減額し、962万4,000円とするもので、20節扶助費で重度心身障害者医療費の実績見込みによる不用額の

減額であります。

7目地域福祉対策事業費では、既定額から102万3,000円を減額し、420万3,000円とするもので、20節扶助費で重度肢体不自由者等交通費助成金の実績見込みによる不用額を減額するものであります。

8目介護福祉センター費では、既定額に16万9,000円を追加し、473万3,000円とするもので、18節備品購入費に同額を計上、保健センター相談室設置のストーブの故障に伴う入れかえを行うものであります。

33ページ、4目認定こども園費では、既定額から63万7,000円を減額し、1,624万2,000円とするもので、7節賃金から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも予算を精査し、不用額を減額するものであります。

5目地域子育て支援費は、既定額から7万8,000円を減額し、224万3,000円とするもので、9節旅費から18節備品購入費まで、いずれも予算の精査、入札減による不用額の減額であります。

34ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から157万5,000円を減額し、892万1,000円とするもので、13節委託料、19節負担金補助及び交付金、20節扶助費にて実績見込みによる不用額の減額でございます。

2目母子衛生費では、既定額から46万4,000円を減額し、252万8,000円とするもので、13節委託料及び20節扶助費において対象者の実績見込みにより不用額を減額するものであります。

3目環境衛生費では、既定額から402万2,000円を減額し、9,548万9,000円とするもので、7節賃金、13節委託料及び35ページ、19節負担金補助及び交付金は実績見込み及び事業費の確定により不用額の減額、18節備品購入費は新たに繊維類を改修することによる改修袋用のカート2台を購入するための計上であります。

5目病院費では、既定額に1億2,031万5,000円を追加し、3億3,618万7,000円とするもので、国保病院事業会計予算の収益決算の見通しに合わせ19節負担金補助及び交付金で基礎年金拠出金公的負担金を138万1,000円を減額したほか、運営事業補助金で1億1,907万9,000円、単独事業費分として59万8,000円の追加、過疎債分として大規模改修事業の事業費確定に伴い450万円の減額、救急医療費として1万9,000円の追加計上、さらには累積欠損金解消分としまして500万円、訪問看護事業実施に伴う在宅医療提供体制強化分として150万円、それぞれ新規計上させていただいたところであります。

6目診療所費では、既定額から675万円を減額し、5,117万3,000円とするもので、13節委託料は実績見込みによる不用額の減額、15節工事請負費は歯科診療所改修工事費の増加に伴う75万円の追加計上、18節備品購入費は入札減による不用額の減額となっております。

7目地域保健対策費では、既定額から5万8,000円を減額し、39万9,000円とするもので、9節旅費から不用額を減額するものであります。

36ページをお開きください。8目健康増進費では、既定額から29万円を減額し、590万2,000円とするもので、8節報償費から18節備品購入費まで、いずれも事業実績から不用額を減額するものでございます。

37ページをごらんください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から4万6,000円を減額し、254万8,000円とするもので、9節旅費の不用額を減額するものであります。

2目農業振興費では、既定額に169万2,000円を追加し、8,184万3,000円とするもので、7節賃金から12節役務費まで、それぞれ事業の確定により不用額を減額するものであります。19節負担金補助及び交付金では、事業の確定による減額、追加のほか、道から補助をもって実施する平成27年度に農地中間管理事業により利用集積された農地面積に対する協力金としまして機構集積協力金313万1,000円を新規計上しております。

3目畜産業費では、既定額から218万1,000円を減額し、3,167万7,000円とするもので、11節需用費から38ページ、16節原材料費まで、それぞれ事業の確定、実績見込みによる不用額の減額、19節負担金補助及び交付金では乳牛共進会の出場頭数増による追加計上と事業の確定による不用額の減額となっております。

4目有害鳥獣対策費では、既定額から206万円を減額し、1,421万4,000円とするもので、8節報償費に道補助対象の緊急捕獲事業分有害鳥獣捕獲報償費を17万6,000円の追加計上、7節賃金及び9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、それぞれ実績見込みにより不用額を減額するものであります。

39ページです。2項林業費、1目林業振興費では、既定額から204万7,000円を減額し、2,187万8,000円とするもので、9節旅費から12節役務費について予算精査による不用額の減額、13節委託料は金額確定による減額、15節工事請負費は工事費の確定による追加計上及び不用額の減額、19節は、負担金補助及び交付金は各事業の確定に伴う不用額の減額であります。

2目林道費は、既定額から202万4,000円を減額し、6,756万円とするもので、13節委託料から40ページ、19節負担金補助及び交付金まで予算精査、事業費の確定に伴う減額であります。

41ページをごらんください。7款1項商工費、1目商工総務費は、既定額から32万4,000円を減額し、4,466万4,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金にて商工業振興支援事業補助金の確定に伴う減額であります。

2目観光費では、既定額から691万4,000円を減額し、7,020万4,000円とするもので、7節賃金から19節負担金補助及び交付金まで予算精査、実績見込み、入札減に伴う減額であります。

42ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に10万6,000円を追加し、4,344万6,000円とするもので、7節賃金に除雪臨時運転手の実績見込みによる追加計上、13節委託料から18節備品購入費まで予算精査、実績見込みによる減額であります。

2目橋梁維持費では、橋梁補修の必要が生じなかったため、既定額10万3,000円を皆減するものであります。

3目道路新設改良費では、既定額から4,373万7,000円を減額し、1億1,865万2,000円とするもので、13節委託料から43ページ、19節負担金補助及び交付金までは事業費確定による減額、22節補償補填及び賠償金につきましては補償の必要が生じなかったことによる皆減でございます。

44ページをお開きください。3項河川費、1目河川総務費では、既定額に7,000円を追加し、90万6,000円とするもので、7節賃金、14節使用料及び賃借料については不用額の減額、11節需用費につきましては歳入の河川管理委託金の確定による費用の追加計上であります。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額から608万円を減額し、2,181万7,000円とするもので、13節委託料は事業費確定による不用額の減額、15節工事請負費は公営住宅屋根屋上防水工事の発注が降雪期に入り実施を見合わせたことによる皆減となっております。

45ページ、2目住宅建設費では、既定額から352万円を減額し、4,949万9,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金にて危険家屋解体撤去助成事業の事業確定に伴う不用額の減額及び住宅建設促進助成金の対象がなかったことによる皆減であります。

46ページをお開きください。9款1項1目消防費につきましては、既定額から262万円を減額し、1億8,134万6,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金にて南宗谷消防組合負担金の減額であります。詳細につきましては、議案書の最後にあります平成28年度一般会計予算（別紙内訳）明細書でご説明いたします。常備消防費、中頓別支署費、9節旅費では、救急救命士病院実習旅費などの精査により5万5,000円の減額、11節需用費においては光熱水費、燃料費の節減により27万円を減額、12節役務費では電話料の精査で1万円の減額、13節委託料ではB型肝炎検査、感染性ウイルス抗体検査及び予防接種料の予算精査で25万4,000円の減額であります。14節使用料及び賃借料では、救急救命士気管挿管実習に係る滞在施設使用料の精査により17万円を減額、18節備品購入費では各消防用具購入に係る見積り合わせの減により3万2,000円を減額、19節負担金補助及び交付金では消防本部負担金、旭川日赤病院実習負担金など予算精査に合わせて16万1,000円の減額であります。

2ページ、非常備消防費、中頓別消防団費では、1節報酬で9万円、4節共済費で4,000円を減額、それぞれ消防団員の入退団による異動による減額であります。9節旅費

では、北海道消防大会の開催中止により5万7,000円を減額、11節需用費では光熱水費、燃料費の節減により10万円の減額であります。18節備品購入費につきましては、第3分団消防車両のバッテリー劣化による購入で6万円を追加計上するものであります。

19節負担金補助及び交付金では、北海道消防大会管内消防親睦交流研修会の開催中止により6万5,000円の減額であります。

最後に、消防施設費、18節備品購入費、小型動力ポンプつき水槽車購入に係る入札減で141万2,000円の減額となっております。

47ページにお戻りください。教育費につきましては、所管課配付の予算説明資料がございますので、ご参照いただきたいと思います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額から250万円を減額し、7,384万5,000円とするもので、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金については負担率の変更に伴う減額、7節賃金から19節負担金補助及び交付金までは主に予算の精査、実績確定による不用額を減額しております。

3目住宅管理費では、既定額に7,752万8,000円を追加し、7,880万9,000円とするもので、第2表で説明いたしました繰越明許費事業として教員住宅建設事業といたしまして11節需用費で28万5,000円、12節役務費で10万円、13節委託料で620万円、15節工事請負費で7,094万3,000円、計7,752万8,000円を計上し、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

48ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費では、既定額から9万円を減額し、1,408万3,000円とするもので、18節備品購入費で入札減に伴う不用額の減額であります。

2目教育振興費では、既定額から20万円を減額し、230万9,000円とするもので、20節扶助費の不用額の減額であります。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額から26万7,000円を減額し、1,302万8,000円とするもので、18節備品購入費で入札減による不用額の減額であります。

2目教育振興費では、既定額から35万1,000円を減額し、312万2,000円とするもので、18節備品購入費、49ページ、20節扶助費で入札減及び実績見込みによる不用額の減額であります。

4項社会教育費、2目町民センター費では、既定額から101万4,000円を減額し、690万7,000円とするもので、7節賃金では管理人の退職に伴う減額、15節工事請負費は事業費確定による予算の精査による減額であります。

3目社会教育施設費は、既定額から46万1,000円を減額し、454万4,000円とするもので、7節賃金から18節備品購入費まで予算の精査、入札減による減額であります。

50ページをお開きください。4目多目的集会施設費は、既定額に10万9,000円

を追加し、86万9,000円とするもので、11節需用費で利用見込みの増に伴う燃料費、光熱水費の追加計上、18節備品購入費で額確定に伴う不用額の減額であります。

5目創作活動施設費は、既定額から7万円を減額し、65万5,000円とするもので、15節工事請負費、18節備品購入費で額確定に伴う不用額の減額であります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額から14万6,000円を減額し、245万6,000円とするもので、1節報酬から51ページ、18節備品購入費まで予算の精査による不用額の減額であります。

2目山村プール費では、既定額から36万3,000円を減額し、722万1,000円とするもので、7節賃金から18節備品購入費まで予算の精査、入札減による不用額を減額するものであります。

3目寿野外レクリエーション施設費は、既定額から19万5,000円を減額し、2,124万8,000円とするもので、9節旅費から15節工事請負費まで予算の精査、額確定による不用額の減額であります。

4目学校給食費は、既定額に11万円を追加し、1,271万5,000円とするもので、7節賃金で臨時職員の賃金単価改正による追加計上であります。

52ページをお開きください。11款1項公債費、1目元金では、平成17年度に借り入れた減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の見直しに伴い、既定額に72万2,000円を追加し、4億4,814万3,000円とするものでございます。なお、借り入れた元金の償還総額自体は、変わるものではございません。

2目利子では、既定額から306万7,000円を減額し、3,537万3,000円とするものであります。23節において地方債償還利子として平成17年度借り入れの減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の確定で196万6,000円を減額、平成27年度借り入れ分、これは過疎対策事業債、臨時財政対策債、辺地対策事業債、災害復旧事業債、緊急防災減災事業債ですが、同じく利率の確定による60万1,000円の減額、さらに一時借入金利子は借り入れ見込みがないことによる皆減であります。

53ページをごらんください。12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に1,275万1,000円を追加し、1億9,016万3,000円とするもので、28節繰出金として各会計の決算見込みに基づき、自動車学校事業特別会計に対し153万2,000円、国民健康保険事業特別会計に対し1,415万6,000円をそれぞれ追加し、水道事業特別会計より140万円、介護保険事業特別会計より70万円、後期高齢者事業特別会計より83万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額に2万2,000円を追加し、84万8,000円とするもので、国営草地弥生団地採草地貸付収入と基金の利息の合計額が既定額を上回ったため、25節積立金として追加するものでございます。

2目地域活性化基金費では、既定額より1,184万8,000円を減額し、9,779万4,000円とするもので、基金の利息6万9,000円を追加し、起債借入額に係

る分として過疎ソフト分270万円、過疎辺地ハード分921万7,000円を減額する  
ものであります。

54ページをお開きください。3目ふるさと応援寄附基金費では、既定額より6万円を  
減額し、94万円とするもので、基金の利息2,000円を追加し、今年度の寄附金積立  
金額100万円のうち教育関係分6万2,000円を減額するものであります。

4目地方創生基金費では、規定額に基金の利息6,000円と1億4,000万円を合  
わせた1億4,000万6,000円を追加し、1億4,002万3,000円とするも  
のであります。

5目減災基金費では、基金の利息15万円を計上。

6目まちづくり基金費では、基金の利息3万9,000円を計上。

7目地域福祉基金費では、基金の利息1万8,000円を計上。

8目財政調整基金費では、基金の利息25万2,000円を計上。

9目天北線代替輸送確保基金費では、基金の利息9万2,000円を計上。

10目長寿園施設改修拡張事業基金費では、基金の利息13万8,000円を計上。

11目土地開発基金費では、基金の利息7,000円を計上。

55ページ、12目中山間水と土保全基金費では、基金の利息2,000円を計上。

13目豊かな環境づくり基金費では、基金の利息2,000円を計上。

14目公共施設整備等基金費では、基金の利息18万1,000円と1億円を合わせた  
1億18万1,000円を計上するものであります。

15目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では、基金の利息5,000円とふ  
るさと応援寄附金での教育関係寄附を受けた6万2,000円、さらに1,000万円を  
合わせた1,006万7,000円を計上するものであります。

これらの積み立てにより、一般会計上の基金の総額は43億1,418万円となる見込  
みとなっております。

9ページをごらんください。歳出合計、既定額に2億8,013万7,000円を追加  
し、38億9,393万6,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。歳入全体につきましても……

○議長（村山義明君） 説明の途中ですけれども、歳入に入る前に休憩をとりたいと思  
いますので、議場の時計で11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き補正予算の歳入から説明をお願いします。

長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 続きまして、歳入についてご説明いたします。

歳入全体につきましても歳出同様収入の実績の確定、決算見込みに基づく補正が大部分でございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額に20万円を追加し、6,704万7,000円とするもので、2節滞納繰越分の徴収実績を勘案して同額を補正するものであります。以降、町税については実績額の勘案ということでご理解ください。

2目法人税では、既定額から160万円を減額し、760万5,000円とするものであります。

2項1目固定資産税では、既定額に40万円を追加し、5,745万円とするものであります。

3項1目軽自動車税では、既定額に76万5,000円を追加し、405万1,000円とするものであります。

11ページ、6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金は、既定額に500万円を追加し、2,700万円とするもので、収入見込みを勘案しての追加でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、算定結果に基づき、既定額に1億6,611万7,000円を追加し、20億328万円としたところであります。

2目特別交付税は、いまだ不確定ではございますが、既定額に5,863万6,000円を追加、1億5,863万6,000円とし、歳入総額の調整の役割を持たせておりますので、ご理解願います。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、既定額から216万5,000円を減額し、2,929万9,000円とするもので、1節保育料負担金で負担金額改正により22万4,000円の減額、2節幼児クラブ保育料負担金では20万6,000円の減額、3節老人福祉入所費負担金では入所状況により173万5,000円の減額であります。

12ページをお開きください。12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料では、既定額より614万5,000円を減額し、3,060万6,000円とするもので、実績を見込み、1節火葬場使用料では14万5,000円の減額、3節歯科診療所使用料では600万円を減額するものであります。

4目農業使用料では、既定額から111万7,000円を減額し、280万3,000円とするもので、収入実績に基づき、1節町営牧場使用料で同額を減額するものであります。

5目土木使用料では、既定額に239万5,000円を追加し、5,347万9,000円とするもので、2節公営住宅使用料から8節定住促進住宅使用料まで、それぞれ収入見込みをもとにした追加補正、10節おためし暮らし住宅使用料は年度実績により4万6,000円を新規計上するものであります。

13ページ、6目教育使用料は、既定額より18万8,000円を減額し、53万4,000円とするもので、1節学校使用料から8節創作活動施設使用料まで、それぞれ収入見込みをもとに追加、減額するものであります。

7目商工使用料では、既定額に11万円を追加し、51万円とするもので、収入見込みに基づき、1節そらや自然学校使用料で同額を追加するものであります。

2項手数料、1目総務手数料では、既定額より1万6,000円を減額し、106万7,000円とするもので、1節戸籍手数料及び6節地籍成果簿閲覧手数料にて収入見込みをもとに追加、減額しているところでございます。

3目農業手数料では、既定額から13万9,000円を減額し、45万1,000円とするもので、収入見込みをもとに1節現地目証明手数料で追加、2節町営牧場捕獲手数料で減額、3節有害鳥獣処理手数料、14ページ、4節現地目証明手数料滞納繰越分で追加するものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目土木費国庫負担金では、新規に204万4,000円を追加するもので、1節公共土木施設災害復旧国庫負担金に同額を計上、平成26年度公共土木災害に係る国庫負担金として交付されるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額より360万6,000円を減額し、674万9,000円とするもので、1節通知カード・個人番号カード関連事務補助金で14万4,000円の追加、これは第2条で説明しました繰越明許費の事業、通知カード・個人番号カード関連事務委託事業に係る補助金として新たに計上しております。2節地方創生推進交付金では、375万円を減額し、実績見込みとして勘案しての減額であります。

2目民生費国庫補助金では、既定額に9万2,000円を追加し、1,696万2,000円とするもので、1節子ども・子育て支援交付金での事業費の確定に伴う追加であります。

4目土木費国庫補助金では、既定額から3,550万9,000円を減額し、7,809万1,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金、中頓別駅向線交付金工事、15ページ、橋梁修繕事業、長寿命化修繕計画、除雪事業において事業費の確定に伴う減額となっております。2節公営住宅建設事業等補助金は、各事業の確定に伴う減額及び家賃の減免措置に係る補助金が新たに採択されたことにより新規計上しております。

5目教育費国庫補助金では、既定額に3,883万8,000円を追加し、3,890万4,000円とするもので、1節特別支援教育就学奨励費補助金で対象者がいなかったことによる皆減、3節学校施設環境改善交付金は3,888万5,000円を計上、これは第2条で説明しました繰越明許事業の教員住宅建設事業に係る補助金として新たに計上しております。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額より29万3,000円を減額し、287万1,000円とするもので、3節参議院議員選挙費委託金において額の確定に伴う

減額であります。

16ページをお開きください。14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額から595万9,000円を減額し、4,112万3,000円とするもので、2節災害弔意金負担金から7節災害見舞金負担金まで各事業の実績をもとに減額、追加計上を行うものであります。

2項道補助金、1目民生費補助金では、既定額から2,478万2,000円を減額し、953万5,000円とするもので、2節ひとり親家庭及び重度心身障害者補助金、5節地域自殺対策緊急強化推進事業補助金、6節子ども・子育て支援交付金において事業の確定に伴う減額及び追加を計上、7節地域づくり総合交付金は特別養護老人ホーム施設整備事業として事業採択されなかったことによる皆減、通所介護車両購入事業として新たに申請、採択されたことによる新規の計上であります。17ページ、8節妊婦安心出産支援事業補助金は、妊娠健診事業に係る補助金として新規の計上であります。

2目衛生費補助金では、既定額に118万6,000円を追加し、214万5,000円とするもので、1節健康増進事業補助金は額の確定に伴う減額、3節在宅医療提供体制強化事業補助金は国民健康保険病院に係る訪問看護等の在宅医療に関する補助金として新規計上したところであります。

3目農林業費補助金では、既定額に127万6,000円を追加し、8,450万6,000円とするもので、1節農業委員会補助金から18ページ、15節多目的機能支払事業補助金及び17節市町村森林所有者情報整備事業補助金まで事業実績による追加及び減額、16節鳥獣被害防止総合対策事業補助金は新たな交付決定に伴う追加計上、20節地域づくり総合交付金はエゾシカ緊急対策事業として、23節機構集積協力金交付事業補助金は新規の計上となっております。

4目教育費補助金では、既定額より184万4,000円を減額し、148万円とするもので、1節教育支援活動促進事業補助金で同額を減額、需用費の確定に伴う減額であります。

5目総務費補助金では、新規に1,042万4,000円を計上したもので、1節深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金の確定に伴う計上であります。

19ページ、3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に10万4,000円を追加し、279万4,000円とするもので、1節統計調査事務委託金及び4節北海道権限移譲事務委託金、いずれも事業費の確定に伴う追加、減額を行うものであります。

3目土木費委託金では、既定額に5万円を追加し、74万8,000円とするもので、1節河川管理委託金、2節建築基準法業務委託金ともに額の確定に伴う追加であります。

4目災害貸付事業委託金では、災害援護資金及び貸付金の実績がないため、既定額350万円を皆減するものであります。

15款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に96万3,000円を追加し、98万円とするもので、歳出の説明のとおり、各基金の利子分を追加計上したものであり

ます。

2目財産貸付収入では、既定額に135万2,000円を追加し、972万7,000円とするもので、1節土地貸付収入から20ページ、3節施設貸付収入まで、各節とも貸付実績及び見込みをもとに追加、減額を行うものであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、既定額に707万1,000円を追加し、707万3,000円とするもので、1節土地売払収入に民間賃貸住宅用地2件、定住促進団地住宅用地1件及び法定外公共物、河川敷地の売払収入の追加計上であります。

2目物品売払収入では、既定額に32万3,000円を追加し、32万4,000円とするもので、1節物品売払収入にピンネシリ温泉バス、自動車学校ロータリー車、除雪グレーダー除雪装置の3物品の売払収入の追加計上。

3目生産物売払収入では、既定額に226万円を追加し、244万7,000円とするもので、1節立木売払収入として栄地区町有林伐採に伴う立木販売及び送電線管理に係る立木伐採補償金の追加計上であります。

21ページ、16款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金では、既定額より65万円を減額し、135万円とするもので、ふるさと応援寄附金の見込み額による減額としております。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目長寿園施設改修拡張事業基金繰入金では、既定額に1,000万円を追加し、6,708万8,000円とするもので、特別養護老人ホーム施設整備事業に係る事業費及び財源の確定に伴う増額であります。

3目まちづくり基金繰入金は、既定額より300万円を減額し、100万円とするもので、予定していた事業の取りやめに伴う減額であります。

5目地方創生基金繰入金は、既定額より32万4,000円を減額し、2,756万5,000円とするもので、商工業振興支援事業補助金の実績に伴う減額であります。

18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、額確定により既定額に5,974万4,000円を追加し、1億3,298万2,000円としたところであります。

22ページをお開きください。19款諸収入、6項1目雑入では、既定額から137万5,000円を減額し、2,181万7,000円とするもので、内容としましては町有施設の電気料の追加計上や公営住宅等し尿浄化槽委託料個人負担金の減額など各所管の決算見込みによる種々雑多な収入の追加、減額計上でございます。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に890万円を追加し、6億140万円とするもので、内容につきましては地方債補正で説明させていただきましたので、省略いたします。

2目辺地対策事業債では、既定額より400万円を減額し、1,280万円とするもので、内容については省略させていただきます。

3目臨時財政対策債では、既定額より190万1,000円を減額し、8,316万7,000円とするもので、普通交付税同様算定結果に基づくものであります。

8ページをごらんいただきたいと思います。歳入合計、既定額に2億8,013万7,000円を追加し、歳入総額38億9,393万6,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 収入についてちょっと伺いたいと思います。

まず初め、2点ほど収入で伺いたいのは11ページの特別交付税ですけれども、説明では確定的でないということと財政調整のために計上したというのですけれども、ここについてまだ確定したものはないのでですか。それと、5,800万円ですから、期待しているところは何なのか、その辺ちょっと伺いたいことと、もう一つは20ページの財産収入の中の、ちょっと説明が早くて聞き取れなかったのだけれども、不動産売払収入と生産物売払収入、これももう少し詳しくお知らせいただければと思います。

以上。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 1点目の特別交付税についてお答えいたします。

通常特別交付税は12月交付と3月交付がございまして、3月交付が例年3月の末日ごろということですので、額についてはまだ未確定であります。町からもさまざまな特別交付税に値する金額は調査等で提出しておりますが、それに対する最終交付額というのは額を確定するまでわからないということで、今時点では未定ということにしております。期待額としましては、昨年も2億円弱、1億9,000万円程度の交付をされておりますので、ことしもそれを超える交付を望んでいるところであります。

以上です、2点目については。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） それではまず、不動産売払収入としましては、民間賃貸住宅用地としまして2カ所売っております。それぞれ金額については約621万9,000円という金額になっております。それとあと、宮下の定住促進団地1区画が売れまして、その金額が76万4,000円です。そのほか河川敷地等で法定外公共物、これ上駒の地区ですが、そこの販売で8万9,000円という不動産売払収入、3種類ございます。あと、物品売払収入は合計32万4,000円の計上ですが、温泉のバスと、あとロータリー除雪車、それから除雪装置の3物品を売り払いしております。最後、生産物売払収入につきましては、栄地区町有林に伴う立木販売、これで257万円、それから豊平の町有林伐採の補償費と河川敷地、これも両方とも北電に対する町有林の立木の販売費としまして約39万円となっております。ただ、補正予算で計上しました固定自主返納伐採工事につきましては、予算化しているのですが、収入が販売が来年度になる予定ですので、今回皆

減しております。

以上……

(何事か呼ぶ者あり)

○総務課参事(長尾 享君) 栄地区。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務課長(遠藤義一君) 205万7,000円です、栄地区。失礼いたしました。

以上です。

○議長(村山義明君) 東海林さん。

○6番(東海林繁幸君) 予算説明、支出についてはいろいろ細かく資料もあるのだけれども、収入についてはほとんどない。これでは、例えば大事な町有林を売っただとかということですから、もう少しきちっとこの部分の売ったのか図面ぐらいつくれるでしょう。入札もどういう入札をして、どういうやり方をしたのか。この辺収入に対する感覚が非常に悪い。聞こうとしたらまだまだ聞きたいことがたくさんある。それは、金額の大小ではなくても、説明不足だと思われるのが。その辺これからきちっとこの考え方を変えてもらわなければならないけれども、町長、ちょっとお答えください、ここ。

○議長(村山義明君) 町長。

○町長(小林生吉君) 説明不足に関してはおわびを申し上げたいと思います。今後につきましては、その辺の資料等提出を心がけていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(村山義明君) 星川さん。

○7番(星川三喜男君) 今の東海林議員の質問とあわせて、この町有地、要するに町の財産ですよね。それを売り払ったということですので、そういった立木、それとか伐採工事、その量、それとそこに売ったところの会社名等の、そういうのも提示してもらいたい、出してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、私質問等があります。相当な数がありますので、まずこの収入の町税なのですけれども、法人、これもまた160万円ですか、これずっと続くのかなと思いますけれども、こういう滞納とかいろいろとありますよね。それを今後どのような形で職員は町税を徴収して歩くのかお伺いします。

それと、1条仲通り線ですか、工事事業、確認ですけれども、その中にJA、要するに中頓別農協等の土地が含まれていたのか確認します。含まれていて、ちょっと聞きますところによりますと職員からのそういったことが一切何も説明がなかったし、書類等もまだ交わされていないような状態と聞いておりますが、その点お伺いいたします。

それと、職員手当、要するに25ページなのですけれども、その内訳と、最後のほうに書かれておりますけれども、手当等の中で今回住宅手当が追加で124万円、要するに全部で補正後このように比較して211万8,000円、その内訳等をできるのであれば公営住宅の入居職員、また職員住宅の入居者、それと民間アパートの入居者たちに対しての内訳を出してもらいたいと私はと思いますが、よろしくお願いいたします。

それと、この補正の中ではちょっとないのですけれども、6次産業のことでお伺いしたいと思います。なかとん牛乳なのですけれども、製造、販売しているわけなのですけれども、常時製造した後完売しているのか。また、完売してなくて、残ったときの残処理はどのようにしているのか。その残処理の中で何かの形で研究開発、要するに牛乳豆腐とかチーズ等々の研究もその牛乳で利用されているのか、しているのかしていないのかも伺いいたします。

それと、私個人なのですけれども、知識不足というか、地域協力隊員です。いますけれども、皆さん地域協力隊の仕事をしていることが何をしているのかわかりますか。そこら辺をやっぱり町民は皆さん知らないのです。どのような仕事をしているのかやっぱり教えてもらいたい。どのような分野にかかわっているのかを教えてもらいたいと思います。

それと、もう一点、そうや自然学校なのですけれども、このごろ自然学校が何を事業行っているのか全く見えない。行政のほうからも報告もないということですし、その運営等について、今現在職員1名という話なのですけれども、その職員も何かこの3月をもってやめられると。その後新しい職員が見つかっているのか、どうするのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、私のほうから町税の関係について。

歳入で法人税160万円マイナスにしている部分については、これ滞納だとかということではなくて課税額が変化すると、変わったということですので、そこまず間違えないでいただきたいと思います。それから、今後の収納対策につきましては、従前どおり預金の差し押さえを含めて調査を実施してやっております、今後もそれは継続的にやっていくという考え方でいますし、今確定申告時期ですので、それによっても滞納者の方が確定申告した場合について本人の了解を得て国税を差し押さえるというような手続はもちろんでありますけれども、ただ一番厄介なのはこちらから毎月のように出向いても対応としてできないというか、会っていただけないというような方がいまして、これは恒常的な問題で、ことしだからということではなく、従前からの対応という形でありますので、その辺についての対応は非常に厳しい状況にあると。職員も決して怠けて行っていないということではなく、毎月のように出向いて徴収には行っておりますけれども、現実問題としてはなかなかその対応がし切れないと、あるいは対応していただけないというような状況にありますので、この辺の対策については今後も十分考えていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の職員住宅の関係であります。先ほど資料を提出していただければということでしたから、その資料は後ほど提出はさせていただきたいと思います。ただ、今回の124万1,000円の増額につきましては、当初の予算では5名分の方の予算を計上しておりました。しかし、新規採用者が出たり、それから一部旧農業高校の住宅に関して職員住宅としての取り扱いではなく、一般の方にも開放すべきというお話があって、用途変更をして、そこによって新たに住宅手当の対象になる、職員住宅であれば住宅手当は

出ないのですけれども、それが一般の住宅に変わりましたので、そこに対して追加で出さなければならないというふうな状況があったり、あとは民間の住宅に移った方が2名いますので、それらの部分を合わせると総額124万1,000円が足りないということで、今回補正をさせていただいたということでもありますので、後ほどその辺の資料については提示をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） 町道の1条仲通り線の関係ですけれども、確かに星川議員が言われたとおり、ちょっと事務処理がおくれておりました。当初農協の土地に関してはかけないという形で設計を計画しましたが、実施するに当たりどうしても若干かかるということで、平米数にしては1平米、1.09平米かかるということになったものですから、その当時農協の課長だとか組合長のほうに若干かかるので、処理したいという話をしていました。それで、その後事務処理のほうは進めたいと言っておりましたが、その辺はちょっとおくれはありまして、先月に事務処理のほう、土地の処理のほうを今進めている形でおります。それで、今後については工事前には土地の関係等をしっかり説明して、片づけるような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課長。

○産業建設課長（平中敏志君） 私のほうからまず1点目、牛乳の関係の説明をさせていただきます。

牛乳の製造、販売につきましては、基本的には学校給食ですと数量を事前に確認させていただいて卸していくということになりますが、あと一般販売につきましては商店や道の駅、温泉等、農協も含めて事前にどれぐらいの販売量を見込めるかということとその都度確認させていただいて、その必要な数量分を卸させていただくという形で進めております。そのため、商店の協力もいただきながらということで、ほぼ売れ残りが無い形になっておりますが、若干やっぱり売れ残りの部分もあります。その部分については、「もうもう」というか、農業体験交流施設の製造者側のほうで引き取りさせていただいて、施設側で処分ということでさせていただいております。これにつきましては、消費期限の関係もありますので、引き取った牛乳を使って試験物をつくるということにはなりませんので、それについては廃棄という形で取り扱いをさせていただいております。

2点目、地域おこし協力隊ですが、現在地域おこし協力隊としては3名の雇用をさせていただいております。1人については、観光部門ということで役場のほうに配置しております。1人については自然学校の職員ということで、もう一人は観光協会のほうで観光協会の事務等を含めて進めていただいているという職員で対応しております。確かに地域おこし協力隊の活動がなかなか町民の皆さんに周知されていないという実態はあると思います。それについては、私どもも考えておまして、インターネット等ではなるべく配信しているというところではあります。なかなか町民向けの周知方法についてでき切れてい

ないというのは反省点であるというふうに思っていますので、今後の検討にしていきたいというふうに思います。

もう一点、自然学校の部分ですが、確かに自然学校、今現在職員が1名ということで、なかなか事業展開がしづらいという点もありまして、大きな事業の周知ができていないというところがあります。ただ、ホームページですとか、あと学校関係へのポスターやチラシの配布等は行ってありますが、というような状況でありまして、その辺の周知も課題であります。確かに今現在いる職員については3月で退職したいという要望がありまして、今現在新たな地域おこし協力隊の募集をかけているというところでもあります。

あと1点、小頓別地区に生活支援員として配置をしています1名がおりますので、それは生活支援員としての業務を行っていただいているという方がいらっしゃいます。

4月以降の職員体制については、まだ確定はしていないという状況であります。

以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、4月以降職員が確定されていなかったらどうするのですか。どのような方法を考えているのですか。

○議長（村山義明君） 産業建設課課長。

○産業建設課長（平中敏志君） 募集は随時行っておりまして、面接等も行っております。今面接された方の採用通知を出しているというところで、本人の返答待ちをしているというところもあります。自然学校については、4月以降の体制もまだ不明なところがありますが、町の職員も含めて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。

それと、産業建設課参事にお伺いします。相手は農協で、総会もあるわけなのです。それと、それに伴ってやっぱり農協の財産なのです、土地は。それもまだそういったような書類も交わされていない。総会の資料も現時点でつくれないということがあるわけなのです。たかが1平米というつもりかもしれませんが、土地を町のものにしてもらうのであれば、事前にやっぱりこの持ち主と……今後そういったことのないように努力してもらいたいと思います。よろしく。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） 今後はそういうことのないような形で気をつけたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 先ほどの星川議員の質疑にあったかなと思ったのですが、手当の関係で、57ページがわかりやすいかなと思いますけれども、住宅手当の関係は今遠藤総務課長がお答えになって、細かいのは後からということで、資料とかは、幾らぐらいですか、3倍近いというか、2倍以上の金額になっていますけれども、大まかな要因と

いうのはお答えいただいたかなと思いますけれども、時間外手当についても比較すると2倍近くなっているのですけれども、この点要因というか、理由であるとか、また例えば課によって大分差があるのか、平均的に時間外手当がふえているような感じなのか。これも内訳なんか出していただけるのなら出していただきたいのですけれども、今の現時点でお答えいただけることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 当初予算における時間外手当の算出根拠につきましては、対象職員の2%の額までを一つの基準として積み上げています。それで、これは職員の数にももちろんよって変わってくる場所もありますけれども、個別の課ごとの月ごとのというか、各課の月ごとの時間外数については資料としてはつくれますので、それは後ほど出したいと思います。全体として職員は正直言って、中頓別町、皆さんもご存じかと思いますが、ブラック企業になっているのではないかとと思われるぐらい職員は夜残って仕事をしている状況にあることは間違いありません。これは中頓別町だけではないかもしれませんが、そんな中でやっぱり中にはしっかりとした形での処理ということについて、つまり時間外手当をつけるということですが、そこをしっかりとやられているかどうかということも含めていろんな課題はもちろんあると思います。問題は、我々としては一つは本当にそれが時間外になっているのかどうかということのも一つの課題です。つまり業務として本来は時間内に処理をしなければならぬものが時間外まで処理しなければならぬという場合も当然中にはあるので、それは突発的な事業だとかということは別にしても、恒常的にそういう部分もありますので、その辺についてどこまで時間外として認めるべきかという部分はしっかりと精査する必要性はあるかなという考え方はありますけれども、決して職員は無駄に時間外を出しているという認識ではありませんので、そこは我々も今後その辺の対応についてしっかり見きわめていく必要性はあるかなというふうに思っておりますので、後ほど言われた資料については提出させていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 支出で2点だけ伺います。

1点目は、27ページの企画費です。この中で貝化石研究開発業務の委託料が減額されました。私は、これが予算化されたとき言ったはずですが、当時またちょうど貝化石を企業化しようという話が出たと同時に出てきた話で、これは企業側がやるべきことであって、町側がやるべき事業ではないのではないかと。それと、新たに町が鍾乳洞を形成している貝化石を高度な研究開発のもとに何が可能性があるのか、町としてのいろんなポテンシャルを考えて研究開発を委託して売り込むということであればこれわかるのだけれども、当時私が受けた印象は、貝化石の企業化の話があったと同時に出てきたので、それは例えば市場調査も含めて企業側がやるべきでないかと言ったはずですが。そしたら、案の定ここで何もやらなかったという結論になったので、これはちょっと町の行政執行としての言うなれば怠慢だということにもなるし、企業のためにやるのではなく、町のために研究開発する

というのであればなぜしなかったのか、この辺問いたいと思います。

もう一点は、47ページにあります。教育関係の住宅改良費です。明許繰り越しで来年度やることになっておりますが、場所だとか、そういったものもわかりました。資料いただいてわかったのだけれども、ちょっと心配なのは初めて1棟4戸の2階建ての住宅を建てるわけですよね。気をつけてもらいたいのは、私は高いと思うのです、これ自体は、7,100万円くらいですよね。単純で1棟約1,700万円以上です。今大体2,000万円で立派な住宅建てていますよね。そういうときに2LDKの1棟4戸が7,100万円で、心配なのは民間住宅が全く同じようなスタイルで今建てているわけです。町も助成しているから、どのぐらいで建つかかわかると思うのですけれども、この辺住民に比較論議されやすい部分がありますから、この単価が十分正当なものであるだろうと私は信じていますけれども、本当にそうなのかどうかちょっと確認したいと思います。

以上、2点だけ。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 亨君） 私のほうから1点目の貝化石の調査研究のことですが、9月議会で補正予算が通ったときに、今東海林議員が言われたとおり、町のためにそれをどう売り込んでいくかというか、新しい開発を、要は貝化石で何ができるか、いわゆる新しい製品とか、そういったことも含めて町のイメージアップだったり、特産品開発と、そういった意味でどう開発できるかといったところをちょっと考えて地方創生の推進交付金のほうに応募して、調査事業を行いたいという説明であったのは間違いないと思います。それ以降誘致企業ともいろいろ相談しながら、それをどう進めていくかという話を協議してきたわけですが、企業としても関連企業の協力を得ながら何とか自前で特産品開発に向けていきたいという、そういった思いも出されたものですから、企業は独自でやっていくところの話を受けて、町としてもやはり交付金対象とはいいつつも、半額町費持ち出しになるわけですから、企業は独自でやるといった、そういった熱意を酌んで、今後の展開をしていこうというふうになんか判断いたしまして、今回は貝化石の製品開発については見送ったということでございます。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） 住宅建設費の工事費の関係なのですけれども、これはまだ設計は全部全てしていないもので、これからなものですから、基本的には一昨年建てました住宅の1棟4戸の建築費を参考にして概算の事業費をはじいております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） この石灰石の研究開発費については、もうその答えは私先に言っているわけでしょう、そういうやり方ならだめだよと。企業がやれないような独自の調査を、研究を町がやるのであればこれやむを得ないけれども、企業がやれるような調査をやる必要はないよと言ったところでしょう、先に。それを同じような意味で別にやろうとしたけれども、その部分も企業がやるのであればこれはやらなくてもいい、それは余りに

も単純過ぎるのではないか。予算化したときに既にそれは指摘していた部分ですから、だから職務怠慢だという言葉も出てくる。それだったら、初めから予算化する必要はないのだ。その辺についてはちょっと納得できませんので、町長から答えていただきますし、2点目の教員住宅についてはとにかく同じようなものを建てている状況から、指摘されないような建て方をしてくださいというお願いですから、覚えておいてください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 貝化石の事業に関して、本当に議員おっしゃるとおり、企業が取り組むべきところについて企業が費用負担してやるという考え方、それはそのとおりでありますし、町がやる分についてはそれを越えたさらなる可能性というふうなことになるというふうに認識をしています。これは、担当にも大変気の毒なところがありまして、新しい地方創生の交付金事業、これは地方再生計画もあわせて提出をするということにおいて平成28年度の事業及び平成29年度の当初からそういった事業に取り組むためにはどうしても平成28年度の9月において一定の予算を組んだ上で、さらに地域再生計画等の事務を進めなければならないという中で、ちょっと十分な精査をし切れない中での予算化を強いてしまったところは私にも責任があるというふうに考えています。

あと、貝化石の研究に関して若干補足をさせていただきますけれども、町としても単なる一企業の工業の仕事ということではなくて、さらにそれらを活用した次の展開ということが考えられないかというようなことを模索していきたいというふうに考えていたところがあります。その後私どものほうでも幾つかそういった可能性のある企業なんかも訪問させていただいて、話を聞いたりしてきています。そういった企業も新しい微生物を活用した土地改良資材を開発するとか、そういったようなことなどもいろいろ考えておられて、そういった今後に向けては連携というか、新しい事業の創出ということも可能性があるのではないかと考えておりまして、担当参事も含めてそういった企業の訪問や情報収集には積極的に当たっているというところをぜひご理解を賜りたいというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたように、十分な精査のないままの予算になってしまったというところについては深くおわびを申し上げて、今後の対応については適切に行っていくたいということでご容赦をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成28年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため議場の時計で1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第12号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第12号 平成28年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第12号 平成28年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、遠藤総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第12号 平成28年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。平成28年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3,558万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

今回の補正につきましては、平成28年度分における自動車学校全体予算に関しおおむね各節において精査が整い、執行額が確定したことに伴いまして、減額並びに追加補正をするものであります。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額より102万1,000円を減額し、3,558万6,000円とするもので、4節共済費では社会保険料等の額の確定により22万5,000円の減額、7節賃金では10月に行われた賃金改定と夏場以降の講習対応等により時間外勤務手当の増が見込まれることから、88万9,000円を追

加したところであります。9節旅費では、執行額の確定により2万7,000円を減額、11節需用費では消耗品費で22万2,000円の減で、冬タイヤの見積もり合わせにより7万6,000円の減や各消耗品等の残額によるものであります。また、印刷製本費において13万3,000円の減額で、当初高齢者用の補助用紙を購入する予定でありましたけれども、自前で作成印刷するなどしたことにより減額となったものであります。光熱水費では、電気料での積算が多かったことにより減額、施設修繕費では標識や障害物の破損が少なかったことにより減額するもので、事業費全体で84万1,000円の減額となったところであります。12節役務費では、各項目の支出見込み額の確定により追加、減額で、車検諸費用において車両修繕箇所の増により18万6,000円の追加となり、全体で7万6,000円の追加となったものであります。13節委託料、14節使用料及び賃借料では、額の確定により減額をしたところであります。18節備品購入費では、3月12日から道路交通法の改正に伴いまして75歳以上の方を対象とした高齢者講習において実車指導が必要になったことに伴いましてドライブレコーダーを設置し、その状況を個別指導することになったことに伴いましてパソコン1台とテレビ、DVD1台それぞれを購入する金額14万8,000円を追加計上したところであります。19節負担金補助及び交付金は、支出額の確定により4万2,000円の減額、27節公課費では当初における消費税の納付額の算定に誤りがありまして、95万8,000円と大幅な減額補正とするものであります。

5ページ、歳出合計、既定額より102万1,000円を減額し、3,558万6,000円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項1目自動車学校使用料では、既定額より249万8,000円を減額し、1,800万9,000円とするもので、普通車入校生を当初61人としておりましたが、54名、大特入校生を当初28名としておりましたが、22名程度となることから、減額をするものであります。

2款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越額の額の確定によりまして既定額に15万3,000円を追加計上するものであります。

3款諸収入、1項1目雑入では、雇用保険個人負担料のほか、各項目ごとに精査し、減額、追加となり、総体で20万8,000円の減額、特に認定講習料につきましては講習受講者の減によりまして19万5,000円の減額となったところであります。

4款繰入金、1項1目繰入金では、既定額に153万2,000円を追加し、1,461万7,000円とするもので、一般会計からの繰り入れということであります。

4ページ、歳入合計、既定額に102万1,000円を減額し、3,558万6,000円とし、歳入歳出のバランスをとったところであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成28年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第13号

○議長(村山義明君) 日程第8、議案第13号 平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第13号 平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田智一君) それでは、議案第13号、平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算案につきましてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,538万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月1日、中頓別町長、小林生吉。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。11ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者療養給付費につきましては、既定額から619万5,000円を減額し、50万1,000円とするもので、内容につきましては19款負担金補助及び交付金で対象者の減少に伴い医療費の減が見込まれることにより退職被保険者療養給付費を減額するものであります。

4目退職被保険者療養費につきましても、既定額から9万5,000円を減額し、5,

000円とするもので、内容につきましては退職被保険者数の減少に伴い医療費が減少したことにより減額をするものであります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、既定額に197万1,000円を追加し、2,055万2,000円とするもので、内容につきましては19節負担金補助及び交付金で高額療養費の増額が見込まれることから、追加するものであります。

2目退職被保険者高額療養費につきましては、既定額から135万円を減額し、2万9,000円とするもので、内容につきましては退職被保険者数の減少に伴い医療費が減少したことにより減額するものであります。

12ページをお開きください。3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、既定額から50万円を減額し、4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては既定額から9万5,000円を減額するもので、内容につきましては負担金補助及び交付金でそれぞれ減額するもので、同一世帯で介護保険の受給者がいる場合、1年にかかった医療費と介護保険の自己負担の合算のうち、自己負担限度額を超えた給付がされるものでありますが、実績見込みから減額するものであります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金では、既定額に42万円を追加し、126万円とするもので、当初2名分を計上していましたが、該当者が3名となったことから、追加するものであります。

13ページをごらんください。3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金につきましては、既定額から10万1,000円を減額し、2,459万4,000円とし、2目後期高齢者関係事務拠出金では既定額から8,000円を減額し、2,000円とするもので、いずれも内容につきましては19節負担金補助及び交付金で社会保険診療報酬支払基金からの額の確定により減額するものであります。

14ページをごらんください。6款介護納付金、1項1目介護納付金につきましては、既定額から209万6,000円を減額し、759万3,000円とするもので、内容につきましては19節負担金補助及び交付金で社会保険診療報酬支払基金からの介護納付金の額が確定されたため、減額するものであります。

15ページをごらんください。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金では、既定額に14万9,000円を追加し、631万3,000円とし、2目保険財政共同安定化事業拠出金では既定額から372万4,000円を減額し、5,545万5,000円とするもので、いずれも国保連合会からの額が確定されたため減額するものであります。

16ページをごらんください。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者還付加算金につきましては、既定額に677万9,000円を追加し、678万9,000円とするもので、平成27年度分国庫療養給付費負担金の返還分と平成27年度分特定健康診査等補助金の国と道に対する返還分としまして追加するものであります。

2項繰出金、1目直営診療施設繰出金につきましては、既定額108万円に420万6,000円を追加し、528万6,000円とするもので、国保病院における患者輸送車に係る交付額の決定による減額と医師確保に係る経費についての調整交付分について増額する額について追加するものであります。

5ページをごらんください。歳出合計、既定額から63万9,000円を減額し、2億9,538万7,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをごらんください。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、既定額から169万8,000円を減額し、3,917万8,000円とし、内訳としましては1節医療給付費現年度課税分で132万9,000円の減額、2節後期高齢者支援分現年度課税分で92万2,000円の減額、3節介護納付金現年度課税分で7万円の追加、4節、医療給付費滞納繰越分で66万5,000円の追加、5節、後期高齢者支援分滞納分で12万9,000円の減額、6節介護納付金滞納繰越分で5万3,000円の減額とするものであります。主な内容につきましては、被保険者の前年所得額の減少により所得割分が減少したものであります。

2目退職被保険者国民健康保険税につきましては、既定額から77万5,000円を減額し、24万1,000円とし、内訳としましては1節医療給付費現年度課税分で52万1,000円の減額、2節後期高齢者支援分現年度課税分で17万4,000円の減額、3節介護納付金現年度課税分では8万円の減額とするもので、内容につきましては被保険者数の減が主な内容となっております。

7ページをごらんください。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付等負担金につきましては、既定額に190万7,000円を追加し、4,363万4,000円とするもので、内容につきましては1節、現年度分で一般被保険者療養給付費で99万円の追加、後期高齢者支援分で158万8,000円の追加、介護納付金で67万1,000円の減としたところであります。

2目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から38万9,000円を減額し、115万2,000円とするもので、3目特定健康診査等負担金につきましては既定額に16万1,000円を追加し、37万9,000円とするもので、いずれも国から負担金の確定によるものであります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、既定額に410万6,000円を追加し、2,463万4,000円とするもので、直診勘定繰り出し分として74万5,000円の減額、それにつきましては当初予算で計上していました患者輸送車購入分に係る調整交付金の決定により減額するもので、特定調整交付金として国保病院による医師確保に係る経費に対する特別調整交付金について追加計上しているものであります。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業補助金につきましては、既定額から9万5,000円を減額し、174万9,000円とするもので、補助金の確定により減額するもの

であります。

8ページをお開きください。3款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金につきましては、既定額から795万6,000円を減額し、88万9,000円とするもので、内容につきましては退職者被保険者数が減少したことが主な要因であります。

4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金につきましては、既定額から2,095万8,000円を減額し、6,169万円とするもので、内容につきましては支払基金からの額の確定により減額するものであります。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から38万9,000円を減額し、115万2,000円とするもので、2目特定健康診査等負担金につきましては既定額に16万1,000円を追加し、37万9,000円とするもので、いずれも道による額の確定による減額であります。

9ページをごらんください。6款共同事業交付金、1項2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、既定額から74万7,000円を減額し、5,843万2,000円とするもので、内容につきましては市町村と広域連合からの拠出金をもとに保険料の平準化や財政運営の安定化を図るための国保連合会から交付されるものであります。国保連合会からの額が確定されたことから、減額するものであります。

7款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金につきましては皆減し、2目その他繰越金につきましては前年度繰越金としまして既定額に1,188万7,000円を追加し、1,821万5,000円とするものであります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に1,415万6,000円を追加し、2,874万2,000円とするもので、内容につきましては1節出産育児一時金繰入金につきましては2名分を3名分としたことにより追加、2節保険基盤安定繰入金では6万1,000円の追加、3節財政安定化支援事業繰入金につきましては18万5,000円の減額で、町のルール分として額が確定したため、それぞれ追加及び減額するものであります。10ページになりますが、4節その他繰入金としまして一般会計から1,400万円を繰り入れするものであります。

4ページをごらんください。歳入合計、既定額から63万9,000円を減額し、歳入合計2億9,538万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単であります。説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長(村山義明君) 日程第9、議案第14号 平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第14号 平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、小林病院事務長から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長(小林嘉仁君) 議案第14号 平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。総則、第1条、平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては既決予定額に1,679万7,000円を追加し、5億5,395万3,000円、病院事業費用につきましては既決予定額に1,179万7,000円を追加し、5億4,895万3,000円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入に補助金の追加、負担金交付金及び企業債を減額、既決予定額に594万1,000円を減額し、1億514万8,000円とするものです。資本的収入につきましては、既決予定額に596万5,000円を減額し、1億1,381万1,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額866万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的、病院事業の施設設備事業の企業債の確定による限度額の変更であります。限度額2,970万円を2,580万円に変更するもので、医療機械購入事業費と合わせまして限度額3,490万円を3,100万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第7条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきまして既決予定額に1億2,031万5,

000円を追加して、3億3,483万円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、予算第8条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額の既決予定額から82万9,000円を減額して、8,099万7,000円とするものです。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

それでは、収益的収支の支出をご説明申し上げます。12ページをお開き願います。また、別に配付してございます補足説明資料の1ページ目をお開きください。1款病院事業費用の既決予定額に1,179万7,000円を追加し、5億4,895万3,000円とするものです。

1項医業費用、1目給与費は、既決予定額から593万円を減額して、3億6,507万9,000円とするもので、手当160万3,000円、法定福利費871万5,000円、退職給付費369万7,000円をそれぞれ減額し、看護補助者賃金273万5,000円、診療応援の出張医師賃金581万6,000円、看護師賃金328万4,000円の1,183万5,000円を追加、賞与引当金繰入額を158万7,000円追加したものであり、給与費内で最終調整を行ったものでございます。給与費の明細につきましては、5ページから9ページまで掲載しておりますので、ご参照願います。

3目経費につきましては、既決予定額に115万1,000円を追加し、6,002万9,000円とするもので、医師、医療スタッフ確保及び出張医師旅費合わせて76万円の追加、医療スタッフのパソコン使用増加に伴う消耗品25万6,000円を追加、光熱水費につきましては電気料、水道料、下水道料合わせて28万4,000円の追加、燃料費につきましては重油は減額、灯油、ガソリン代は追加となり、合わせて52万3,000円の減額、通信運搬費は光電話回線に変更しまして、あわせて出張医師から要望の高かったワイファイ対応を同時に行ったため回線使用料が追加、郵便料、電話料と合わせて14万円の追加です。賃借料は、生化学自動分析機器リース料の確定により10万6,000円の減額、貸倒引当金繰入額の34万円は3年経過後の未収金を計上したものでございます。

4目減価償却費につきましては、既決予定額に40万6,000円を追加し、2,573万7,000円とするもので、建物構築物減価償却費99万7,000円の追加、機械備品車両減価償却費27万3,000円の追加、リース資産減価償却費は86万4,000円の減額といたしました。

1款病院事業費用、3項医業外費用は、既決予定額に1,046万8,000円を追加し、1,304万2,000円とするもので、3目雑損失のその他雑損失としまして資本的支出の消費税の分を追加計上したものでございます。

続きまして、収益的収支の収入をご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款病院事業収益、1項医業収益としまして、既決予定額から1億1,022万3,000円を減額して、2億7,030万4,000円とするものです。

1目入院収益では、既決予定額から2,714万円を減額して、1億3,054万円。  
2目外来収益では8,410万2,000円を減額して、8,528万8,000円。  
3目その他医業収益では、公衆衛生活動収益の各種予防接種料として100万円を追加して、2,160万円。

4目他会計負担金の救急医療分としまして1万9,000円を追加して、3,287万6,000円とするものです。

1款2項介護保険事業収益としまして、既決予定額に363万4,000円を減額して、236万9,000円とするものです。

1目訪問看護リハビリ収益としまして291万円の減額で、86万8,000円。

2目、通所リハビリ収益は、全て医療保険適用としたために222万4,000円の皆減。

4目他会計負担金の在宅医療提供体制強化事業補助金、これは北海道単独補助でございますが、150万円を計上するものです。

1款3項医業外収益としましては、既決予定額に1億2,565万4,000円を追加して、2億7,628万円とするものです。

2目他会計補助金では、基礎年金拠出金の公的負担分としまして138万1,000円を減額して、301万6,000円。

3目他会計負担金は、運営費補助金としまして1億1,907万9,000円を追加して、2億5,502万1,000円。

5目長期前受金戻入では254万円を追加して、1,125万6,000円。

6目その他医業外収益では、職員住宅使用料として29万9,000円を追加して、146万9,000円。

7目国庫補助金では、国民健康保険特別調整交付金としまして495万1,000円を計上。

8目道補助金では、新人看護職員臨床実践能力向上研修支援補助金としまして16万6,000円を計上。

1款4項特別利益、1目その他特別利益として累積欠損金解消分補助金として500万円を計上するものです。

病院事業収益総額で1,679万7,000円を追加して、5億5,395万3,000円として、累積欠損金解消分の補助金500万円を除き、収入、支出のバランスをとってございます。

続きまして、資本的収支の支出をご説明申し上げます。15ページをお開き願います。1款資本的支出としまして、既決予定額から596万5,000円を減額し、1億1,381万1,000円とするものです。

2項建設改良費、1目固定資産購入費では、施設費の既決予定額にスプリンクラー設置設備工事から配電盤更新工事までの4工事にかかわる請負残の596万5,000円を減

額して、1億378万6,000円とするものです。

次に、資本的収支の収入をご説明申し上げます。14ページをごらんください。1款資本的収入としまして、既決予定額から594万1,000円を減額して、1億514万8,000円とするものです。

1款資本的収入、1項補助金、1目国庫補助金では、医療施設等施設整備費補助金としまして、既決予定額に186万1,000円を追加して、3,673万1,000円とするものです。

2項負担金交付金、1目一般会計負担金としましては、建設改良費分として既決予定額から390万2,000円を減額し、3,741万7,000円とするものです。

3項企業債、1目病院事業債では、施設整備事業病院事業債として既決予定額から390万円を減額して、3,100万円とするものです。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額であります866万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

予定貸借対照表は3ページに、またキャッシュフロー計算書は4ページに添付いたしましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第15号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第15号 平成28年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第15号 平成28年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、山内産業建設課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） 議案第15号 平成28年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成28年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

平成28年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,077万9,000円とする。

2項 歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額5,129万7,000円から190万円を減額し、4,939万7,000円とするもので、内訳は11節需用費で電気料の60万円、修繕費のうち水道管漏水修理分を20万円、需用費合計で80万円を執行減等による不用額について減額、13節委託料についても漏水管路調査委託料33万5,000円、水道施設維持管理業務委託料26万5,000円、合計で60万円の不用額を減額するものです。15節工事請負費では、町道水道管移設工事で50万円減額するもので、町道中頓別駅向線交付金工事に伴い町道水道管移設工事50万円を計上しておりましたが、水道管の移設を要さなかったため全額の減額をするものでございます。

8ページをごらんください。3款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費につきまして、25節積立金で預金利子2,000円を計上するものです。

5ページをお開きください。下段、歳出合計、既定額9,267万7,000円から189万8,000円を減額し、9,077万9,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、歳出、需用費80万円と委託料60万円の合計140万円を一般会計繰入金から減額するものでございます。

4款諸収入、1項雑入、2目弁償金につきましては、先ほど歳出で説明しましたとおり、町道中頓別駅向線交付金工事の水道移設補償を要さなかったために50万円全額を減額するものです。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金につきましては、利子及び配当金2,000円を計上するものです。

4ページ、下段、歳入合計、既定額9,267万7,000円から189万8,000円を減額し、9,077万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成28年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第16号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第16号 平成28年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第16号 平成28年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 議案第16号 平成28年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成28年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算。

平成28年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,133万円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から6万6,000円を減額し、343万5,000円とするもので、14節使用料及び賃借料で実績に基づく減額となります。

3項、介護認定審査会、2目認定審査会共同設置負担金では、既定額から66万8,000円を減額し、103万3,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で南宗谷地区介護保険認定審査会共同設置負担金で決算見込みにより減額するものであります。

11ページをごらんください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介

護サービス給付費では、既定額から100万円を減額し、2,169万6,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費の通所介護分で、町内で通所介護を利用している方は2目地域密着型介護サービス給付費に移行したことにより減額するものであります。

2目、地域密着型介護サービス給付費では、既定額に100万円を追加し、1,200万1,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で1目と同等の理由に伴い追加するものであります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では、既定額に72万5,000円を追加し、233万9,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金の介護予防サービス給付費の訪問看護に係る分で、利用時間及び利用日数が増加したことによるものであります。

2目介護予防サービス計画給付費では、既定額から20万円を減額し、61万3,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費で対象者14名を見込んでいたところではありますが、実績が9名であったため減額するものであります。

12ページをお開きください。3目介護予防福祉用具購入費は、新たに節を設け、2万1,000円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で福祉用具購入の該当者があったことから、新設するものであります。

4項1目高額介護サービス等費では、既定額に75万円を追加し、555万円とするもので、19節負担金補助及び交付金で利用実績で当初40名から45名に増加したため追加するものであります。

13ページをごらんください。3款、地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業では、既定額から58万円を減額し、29万円とするもので、7節賃金で実績に伴い減額するものであります。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、既定額から7万円を減額し、14万円とするもので、8節報償費で神経内科のカンファレンスに係る講師の報酬において実績により減額するものであります。

14ページをごらんください。5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では、既定額に3,000円を追加し、4,000円とするもので、25節積立金の介護給付費準備基金積立金を追加するものであります。

5ページをお開きください。歳出、既定額2億3,141万5,000円から8万5,000円を減額補正し、2億3,133万円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページをお開きください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、既定額から268万6,000円を減額し、2,754万5,000円とするもので、1節現年度分特別徴収保険料、2節現年度分普通徴収保険料につきまして、それぞれ実績見込みにより減額するものであります。

2 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では既定額から 6 0 3 万 4, 0 0 0 円を減額し、5, 3 4 7 万 8, 0 0 0 円とし、2 目地域支援事業支援交付金では既定額から 1 9 万 6, 0 0 0 円を減額し、1 8 8 万 6, 0 0 0 円とするもので、いずれも 1 節現年度分の標準給付費の見込みにより減額するものであります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では、既定額に 2 5 万 9, 0 0 0 円を追加し、3, 5 8 0 万 7, 0 0 0 円とするもので、1 節現年度分の標準給付費の収入見込みにより追加するものであります。

7 ページをごらんください。2 項国庫補助金、1 目調整交付金では既定額から 2 3 8 万円を減額し、1, 8 8 7 万 4, 0 0 0 円とし、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では既定額から 2 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、2 8 万円とするもので、いずれも現年度分の標準給付費の収入見込みにより減額するものであります。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金では、既定額に 1 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、3, 3 6 9 万円とするもので、1 節現年度分の標準給付費の収入見込みにより追加するものであります。

2 項道補助金、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、既定額から 1 2 万 8, 0 0 0 円を減額し、1 3 万 8, 0 0 0 円とするもので、1 節現年度分の標準給付費の収入見込みにより減額するものであります。

8 ページをごらんください。5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では、既定額に 3, 0 0 0 円を追加し、4, 0 0 0 円とするもので、1 節利子及び配当金の介護給付費準備基金利子の追加によるものであります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、既定額から 7 0 万円を減額し、3, 3 2 7 万 5, 0 0 0 円とするもので、1 節介護給付費繰入金では 1 6 万 2, 0 0 0 円の追加、3 節地域支援事業繰入金では 1 2 万 8, 0 0 0 円の減額、その他繰入金では 7 3 万 4, 0 0 0 円の減額で、それぞれ一般会計からのルール分について追加、減額したものであります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金では、既定額から 4 6 3 万 5, 0 0 0 円を減額し、1, 0 0 0 円とするもので、1 節介護給付費準備基金繰入金を減額するものであります。

9 ページをごらんください。7 款繰越金、1 項 1 目繰越金では、既定額に 1 9 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、8 1 7 万円とするもので、1 節前年度繰越金として追加するものであります。

9 款起債、1 項起債、1 目財政安定化基金貸付金としまして 1, 4 6 0 万円を計上するもので、本年度につきましては当初基金繰入金から 4 6 3 万 5, 0 0 0 円を繰り入れる予定でありましたが、基金からの繰り入れをせず、基金貸付金 1, 4 6 0 万円を借り入れることにより決算することと考えております。

それで、本日ですが、補足説明資料として追加させていただきましたが、この中身であ

りますが、基金の取り崩しをせずに1,460万円の借り入れについての要因ということでありまして、保険料に係る収入見込みにつきましては介護保険計画の見込みに対し、平成27年度では約470万円の減収、平成28年度では約790万円の減収となり、対しまして、次のページになりますが、保険給付費ではほぼ計画どおりの金額で事業運営しているため、平成26年度末では約1,000万円の基金積立金がありましたが、平成27年度末では700万円の基金残高となり、平成28年度に基金を取り崩した場合、基金残高はなくなることから、平成29年度の予算計上が当初から不足が生じることとなるため、予算の組み立てができなくなります。そのため、本年度につきましては基金の取り崩しが不可能となります。保険料の収入不足の要因としましては、低所得者の方が想定以上に多かったということが主な要因と考えられます。

もう一度戻りまして、4ページをお開きください。歳入、既定額2億3,141万5,000円から8万5,000円を減額補正し、2億3,133万円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成28年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第17号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第17号 平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第17号 平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、説明をいたしますが、申しわけありません。

最初に、1カ所だけちょっと訂正をお願いいたします。8ページになりますが、説明資料の中、一番最後、説明文の中で保険料等負担金、保険基盤安定負担金、広域連合事務費負担金とありますが、2番目の保険基盤安定負担金と広域連合事務費負担金の金額が逆になっていましたので、申しわけありませんが、この部分逆で訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議案17号 平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして説明いたします。

1ページをお開きください。平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,636万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

平成29年3月1日、中頓別町長、小林生吉。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。8ページをごらんください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から74万3,000円を減額し、2,471万3,000円とするもので、内容につきましては保険料等負担金で3万4,000円の追加、保険基盤安定負担金で49万8,000円の減額、広域連合事務費負担金では27万9,000円の減額となり、いずれも額の確定によるものとなります。

9ページをお開きください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金では、既定額から9万7,000円を減額し、3,000円とするもので、保険料の還付につきましては本年度3件2,300円の実績があったことから、不用額を減額するものであります。

5ページをごらんください。歳出合計、既定額から84万円を減額し、2,636万5,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料につきましては、既定額から18万8,000円を減額し、1,307万6,000円とするもので、特別徴収での減収及び普通徴収での追加によるものであります。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金につきましては、既定額から33万9,000円を減額し、275万3,000円とするもので、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金での広域連合事務費負担金及び特別会計事務費負担金につきましては広域連合からの確定により減額するものであります。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、既定額から49万8,000円を減額し、1,024万8,000円とするもので、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金での保険

基盤安定負担金の減額によるものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に1,000円を追加し、2,000円とするものであります。

7ページをお開きください。4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金につきましては、既定額に18万4,000円を追加し、28万4,000円とするもので、歳出、3款諸支出金の保険料還付金の実績に保険料等負担金での広域連合へ納付する金額から相殺される額に伴い追加するものであります。

4ページをごらんください。歳入合計、既定額から84万円を減額し、歳入合計2,636万5,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎議案第2号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第2号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第2号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） それでは、議案の説明の前に、正誤表を以前渡してありますので、確認をしていただきたいと思います。大変申しわけありませんが、提案の議案の表紙で1カ所、議案番号1のところに誤りがありますので、確認をお願いします。それと、議案第5号、7号、8号、それと26号、きょう26号の正誤表は机の上に乗せておきましたので、その辺について確認をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをします。

それでは、議案第2号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案第2号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町課設置条例の一部改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

10ページの改正の要旨であります。平成16年、厳しい行政財政環境のもと地方分権の進展や多様化、複雑化する社会状況に対し効率的、柔軟な組織体制をつくるため現行の組織体制としてきたところでもあります。しかしながら、産業建設課においてはともに業務量も膨大で、専門的知識も必要なことから、この間課長と課長同等職である参事職を配置することで対応してきた経緯を踏まえ、今回産業建設課を産業課と建設課に分け、住民のニーズに迅速に応え、より一層質の高い行政サービスを提供できるよう条例を改正するものであります。

7ページをごらんください。中頓別町課設置条例の一部を次のように改める。

第1条、第2号及び第3号を次のように改める。

第2号、産業課、第3号、建設課。

第1条に次の1号を加える。

第4号、保健福祉課。

第2条を次のように改める。

第2条、各課の分掌事項は、次のとおりとする。

1、総務課、第1号、議会に関することから第28号、予算その他財務に関することまで。

2、産業課、第1号、農業の振興に関することから第7号、労働に関することまで。

3、建設課、第1号、土木に関することから第11号、町営住宅に関することまで。

4、保健福祉課、第1号、社会福祉に関することから第9号、その他医療に関することまで。以上であります。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 2点ほどちょっとお伺いいたします。

1点目が現行の産業建設課から産業課、建設課に2つに分けることによる現実的なメリット、これどのように考えておられるのかちょっとお伺いします。

それと、条例改正により現行の産業建設課の職員の体制がどうなるのか。課長、参事、主幹、これはどうなるのか。今の産業建設課長がそのままなのか、それとも建設課になれば建設課課長を置くのか、その辺の考え方を伺いいたします。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目のこのメリットでありますけれども、今は課長がいて、参事職がいて、決裁をするわけですが、実際には例えば産業建設課の課長が別な部署の決裁を受けるということになると、その内容に関して十分に熟知することが必要になるわけで、その部分についてはその分の業務量が当然ふえるということになります。よって、それらの決裁規定が変わるわけではありませんけれども、そこでの分野というか、分けることによってより迅速に決裁が進められるということはメリットとしては考えられるのではないかというふうに思います。実際には、現行もほとんど要綱と変わってはいないというところはありますけれども、しかしながらそこにはやっぱり今でいえば課長職である者が過度にその立場を担わなければならないというのも現実的な問題としてありますので、そこについてある程度精査をかけるということを考えているということでもあります。また、それぞれ課に分かれることによって当然課長を置くことになります。課長を置くことによって参事職を置くかどうかということに関してはその状況を踏まえていく必要性はありますし、主幹職を置くかどうかということについても同様でありますので、今後今回のこれが通れば改めて配置等についても検討するということになりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 課の設置条例の一部改正について、今回は産業建設課の業務量が膨大になったとの、主にはそういう提案理由でありますけれども、正直それは今から約一年半前になりますか、まちづくり推進課を廃止された町長も初め、町側ご自身の責任ではないかなというふうに私は思っています。だから、私は当時反対をいたしました。でも、賛成多数で可決というふうになったわけです。つまりこの状況を招いたのは、提案した町側と当時賛成した議員にも責任があるというふうに思います。私は、その責任のとり方というのはまた改正をするのではなくて、基本的にはある程度の年数であるとか、意地でもこの状況を続けてもらうことにあるのではないかなというふうに思っています。正直そういう最低限のプライドといいますか、そういうものがないこういう安易な判断によって迷惑をかけ続けられるのは町民の皆さんだと思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、この産業建設課における業務量が膨大であるという問題については、一昨年の機構改革に伴うところがないとは申し上げませんが、もともと

産業分野における農業、林業、それから建設については建設、建築、土木、さらに上下水道というような形で大変広い分野を所管する課であったということでもあります。平成16年の10月にグループ制を導入すると同時に当時3課体制を構築をして、課長数を削減しながら、課長職については特にマネジメントのところをしっかりとれるような体制にしようというのが当時の趣旨であったというふうに思います。ただ、途中1年間だけだったというふうに思いますけれども、産業建設課において課長1人体制でやれたのはそのときだけであります。それ以降産業分野のほうが課長で、建設分野のほうが参事、あるいはその逆というような形でこの課については常に2人課長体制でやってきているということでもあります。一昨年に機構改革するときはこの課の分割についてもすればよかったのかもしれませんが、私としてももう少しこのところについての推移を見たいというように考えていました。結論から申し上げますと、今までもそういったように課長2人体制でやってきている実態があるし、今後においても同様に産業分野の所管、それから建設分野の所管それぞれにやっぱり課長職を置かないと業務の遂行が困難な状況なのではないかというふうに判断をいたしました。そうであれば、今であれば建設分野の課長職において参事というような形をとるよりは、明確に課長として配置することによって責任の明確化等々も図れるというようなことで今回この提案をさせていただいているところでありますので、そういうふうにご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 私からもちょっと質問させていただきます。

今までこれ1年半前くらいにこの産業建設が1つになって、仕事の量が膨大というものはわかっていたことであって、なおかつそれでやってきたのですから、今さら支障はないのではないのかなと思いますし、せっかくこういった機構改革で課を1つにするというやっぱり発想も私は賛成できたし、そのときグループ制ですよ。これだけまた4つの課に分けるのであれば、グループ制を廃止し、課制でやっぱりもうちょっと強化なことができるのかなと。課をふやすのであれば、私はグループ制を廃止し、やることは同じかもしれませんが、今でもグループ制って何なのかという疑問点もありますから、そこら辺を再度やっぱり庁内で練り直すべきでないのかなと。どう考えていますでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今回この産業建設課を2つに分けることに伴いまして、実質1つの課に複数のグループが残るのは総務課だけあります。その他の課については、昔のような係ももちろんありませんし、1つの課に、形式的には1つの一応グループという形をとることになりますけれども、1課1グループということで、今星川議員がおっしゃったような課制というか、スタッフ制的な体制になっていくということでもあります。今後総務課の問題をどんなふうにしていくかということもありますけれども、当面今この分割した中で課の中の役割分担とか、そういったもののあり方なんかについてもより効率的、効果的に職員配置がなされて、仕事ができるような体制づくりを考えながら進めていきたい

というふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 先ほど質疑をさせていただきまして、町長のお答えからいくとまちづくり推進課の廃止によってその影響というのではないわけではないというふうにお認めになった上で、もともと産業建設課が1つであるというのは広い分野であって、廃止によって主に商工観光の分野においては産業建設課の仕事になったということになると思うのですけれども、ただ産業建設課だけ仕事がふえたわけではないのではないかなというふうに思います。この分掌だけで見れば、最も仕事が多いのは総務課ではないですか。今度は、ではこれ産業建設課、産業と建設課に分けて、今度、では総務課を総務課と住民課というふうな改正がいつか出てくるのではないかなというふうに、やっぱりこれだけ短期間でこの課の設置条例の改正を提案されているというのは、私ははっきり言って紙の無駄、資源の無駄ではないかなと思います。なぜ予測できることをそのとき一遍に提案をされないのかなと。ですから、今星川議員がおっしゃっていましたが、課を分けるのだったらグループ制は何のためにあるのかということも思いますし、ですから現状で職員数をどこかにふやすとか、そういう異動とか配置というふうなことで工夫できることもあると思いますし、私が仕事量が多いと思う総務課の遠藤総務課長が先ほど一般会計補正予算のときに中頓別町行政はブラック企業だと思われるかもしれないというようなお話がありましたけれども、正直それを思っているのは私は職員の皆さんだけではないかなというふうに思っています。私はそう思っていないですし、町の皆さんも正直これだけ人口が減ってきて、税収が減ってきて、その中で例えば議員定数にしても職員数にしてもやっぱり多いのではないかと思っている人のほうが多いと思います。ですから、そういった工夫がまだまだ今の現状でもできるのではないかなと思うのですけれども、町長、再度お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今の職員数について、全体としてこのグループ制を導入した平成16年の10月、当時行政改革を進めていく一環の中で当然その後の職員の削減ということも想定はしつつ、それまで課長、課長補佐、係長、担当というふうに4階層になっていたものを3階層に、できるだけ組織をフラットにして、その分課長職の管理職、マネジメントに特化していくというようなことを期待したというやり方で、私も当時担当としてそういう考え方を持ってそれらの組織改革についての提案をさせていただいたという記憶があります。その中で、その後その当時想定していた以上に財政の厳しい環境が生まれて、その当時町長部局だけで申し上げましても四十数名いた職員が三十数名とかと、10人までいかないかもしれませんが、それぐらい大きな職員数の削減が図られてきました。この中でどういうことが起こっているかという、やっぱり課長が、課長職にある職員が当初想定したようなマネジメントというか、そこに特化するというよりはむしろ課の中の担当が担うような業務をやらざるを得ないというようなことになっていて、さらに課のマ

ネジメントもしなければいけないということで、そういう面で本当に大きな負荷がかかる実態になっているのかなど。職員をふやせればそれはいいのですけれども、やはりそこはこれまで抑制してきた流れを大きく変えるということには基本的にならないようにしたいというふうに思うところもあって、その中でとりわけ実質的には、さっき言ったみたいに、産業建設課は常に2人課長体制でやってきたとはいえ、課長と名のついた側については自分が持っている所管の産業分野だけでも大変であるにもかかわらず、やはり建設分野だったり、その逆の場合はその逆というようなことで負担も大きく感じていたところがあるのではないかというふうに思います。あったということでもあります。そういう面で今回これを分けることによるそれぞれの責任が明確になることによって、大きくとは言えないかもしれませんが、仕事をやりやすい環境がつかれるというふうになるというふうに私は思って、この提案をさせていただいているということでございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 今町長の答弁も聞いて、職員数が少ない中でなおかつこうやってまた課をふやすということにはならないと思うのです。そうであれば、今産業建設課でやっている課長がもうちょっと頑張ってくればいいことであって、今までこの役場内での議員に対しての質問等に答弁するのはやはり建設業務は産業建設課の参事なりですよ。やはりそこにいる今現在の課長が答弁するわけでもない。今課長はやはり産業の中心の答弁ですので、何も私はこの課を2つに分ける必要が今なぜあるのかなど。今までどおりで、ただ課長という名前だけが先行することに走って、参事でも課長職に準ずる身分ですので、だから何も今さらここで職員数が少ない中でまたこういう4課にするのは私はどうかという考えでございます。

○議長（村山義明君） 小林町長、どうですか。今……

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 答弁要りますか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 実態は今星川議員がおっしゃった、さっき私も説明したとおりで、実質的には課長職がそれぞれ、課長と参事が常に課の中にいて、1人は産業分野、1人は建設分野というふうにして所管してきた、それが十数年続いてきた実態だということでありまして、このままでいいというのも確かにそうかもしれませんが、その実態はそれぞれがやっぱり課として独立してきたというところにあるというふうに私は思いますので、そうであれば明確に課にすることがよいのではないかというふうに考えての判断であります。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 新人議員というか、2年目で、これから3年目に入る議員としてはそういう課の体制についてはなかなかわからないのですけれども、私が考えますには1

つの課でいろんな仕事をやっていて、それにかかわる会議や何か出席して感じたことは、やはり民間のレベルではなかなかスピード感を持って事業を推進しないなという気はしておりました。ですから、先ほどの遠藤課長の2課に分けるという理由の中に決裁の迅速を図るだとか、そういうことがもし現実的にそういう2課にすることによってスムーズに出るのであれば、もうちょっとスピード感を持って事業推進ができるというのであれば、私はそういうことで賛成はしてあげたいなという気はいたします。どうしても役場関係、書類、完璧というか、そういう書類を作成上非常に時間がかかるような気がしております。ですから、そういう面で2課にすることによってそういうものが迅速化を図れると、やっぱり住民のためにそういう提案ができるのであれば、そういう今までのいきさつはともかくとして2課にして仕事をスムーズに迅速化するということは賛成でございます。

以上です。

(何事か呼ぶ者あり)

○3番(西浦岩雄君) 質疑。それで、それについて2課にすることによってそういうことが図れるのかどうかもう一度お伺いしたいということです。済みません。

○議長(村山義明君) 小林町長。

○町長(小林生吉君) 先ほど申しあげましたように、実質課長2人体制でやってきたということでもありますけれども、やはり課長たる職員については全く、今例えば産業の課長であって、建設分野、そっちは参事はいますけれども、所管のことについて何も知らないで、課長としての何かあったときに責任を果たさなければならないという、そういう責任感というか、当然ありますし、それに伴う負担というのもあるということだというふうに思っています。そういう面では、先ほど言いましたように、業務を明確にするという中で、それだけで達成できることではありませんけれども、それプラス改めて職員の意識改革、業務の改善をそれぞれの課長が積極的に推進することによって今西浦議員がおっしゃったようなスピード感のある仕事ができる、そういう体制を構築するように努めたいというふうに思います。

○議長(村山義明君) 東海林さん。

○6番(東海林繁幸君) 何か論議がかみ合わないところがあるのだけれども、かみ合わない理由は基本的には課設置条例というのは行政執行上の町長の専権事項なのだ、これ。議員が課を分けるとか分けないとか、議員提案でやりたかったらやればいいのであって、ただ町長がやったことにおいて、行政執行上そのほうが行政がしやすいという思いがあったことなのだから、それに対してそれをやったら行政執行がだめになるという論理は我々としてはつけられない。町長が考えた末の執行であればいい。ただ、言わせてもらおうと参事だとかといったって町民がわからないですよ、参事って誰なのか、3時か4時の話かなと思っているような人も随分いるのだ。参事が課長職ですよ、課長同等職ですよといったって、だけれども課長ではないのでしょうという疑問だ。こんなものあなた方の勝手な都合でつけたもので、何も町民には理解されていない。それと、さっき星川議員が言った

ように、グループ制なんていうのも誰も町民は知らない。グループ制というのは、本来そのグループの事務分掌をお互いに補完し合う利点があるから、つくったこと。そんなものは、グループ制がなくなつて申し合わせて当たり前の話でしょう。グループ制なんかなくなつてそんなものは補完し合うのが当たり前なのだ。そんなことを荒唐無稽な論議が出るようなことではやっぱり行政としてはまずいので、この課の設置条例がいかに行政執行上やりやすいかということともう一つは住民から見てわかりやすいかというところが、この2つが視点なのだ。だから、そういう意味からいうと参事という人が土木建設を全部やっていますなんていう論議は、本来は住民にとっては非常にわかりにくい。だから、いっそのこと少なくとも課をつくることに私はわかりやすさがあればそれはそれで正当であると。私は賛成しますけれども、同時にやっぱりグループ制だとかなんとか、行政執行上の都合だけで決めるのはもうおかしいから、わかりやすく。

それと、総務課だつて何ですか、これ。わけわからない、政策室だとかなんとかと。これだつてかつてやっていた企画課なりなんなりきちっと分けたほうがいいと、この際だから、分けたらどうですかと言いたいところなのだけれども、課なんかふえたつて構わないのだ、そんなもの。わかりやすくしてくれればいいのだ。だから、私はあえて言うと何かその場の都合だけで決めるのではなくて、住民にとってもわかりやすい、行政執行上もやりやすいという観点でやってもらえればと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1つは、参事職がわかりにくくて、実際は参事が課長職として課の業務を統括してやってきているということの責任の所在も含めて町民から見ると確かにわかりにくかったというふうに思います。それをある意味解消するというのが今回の効果としてはあるのではないかというふうに思います。少なくとも産業分野、建設、上下水道を含めたそれぞれの分野における責任者が明確に職名として課長というふうになって、そういうわかりやすさということでは達成できるのではないかというふうに思います。もともと参事という職については、職としての名前というのと身分としての名前、やっぱり当時課を統合すれば当時の課長職の中で課長でなくなるというような立場の人も生まれたので、そういう面ではそういう職員の処遇としても参事と、あるいはもう一つは何か特命的な業務が発生したときには参事というような職名をもってやるというようなことにおいての位置づけであつて、恒常的にその分野の所管する課長職はずっと課参事であるということ想定したものではなかったというふうに私は思っています。そういう面では、そういうわかりやすさを今回において明確にできるということもあるというふうに考えています。あと、グループ制を含めた業務の執行に関するところにつきましては、改めてより町民の皆さんにわかりやすい伝え方というものは必要なというふうに思いますので、その辺については今後工夫をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今いろいろ私も皆さんからも質疑があつて、仕事量がふえているということは理解できるところかなというふうに私も思います。ですから、お考えは全く理解できないわけではないですけれども、先ほどちょっとブラック企業のお話をしましたけれども、中頓別町行政が例えばブラック企業のような状態だとしたら、町内の例えば民間企業なんかは当然もっとブラック企業なのではないかなというふうに思います。これは、なぜなら以前行政の仕事量というのは民間の3分の1であるというふうに言われておりました。仕事量がふえているということは私も認識をしておりますから、3分の1が3分の2、そういうことにはなっているかもしれません。でも、果たして仕事量がふえたからといって今民間を超えるような状況にあるのかということも正直私にはそういうふうには思えません。そして、1年半前にまちづくり推進課が廃止をされたというお話もしましたけれども、そのさらに1年半ほど前、今からだから約3年前ということですよ。前町長のときにも同じ議論がこれありました。このときは、基本的に当時のまちづくり推進課の仕事量がイメージとしては減るような改正だったかなというふうに思うのですけれども、3対4の反対多数で否決というふうになっています。このときにも私は反対をいたしました。これは、当時の議会が明確な判断をひとつ示したのかなというふうに思います。どこかの課だけの仕事量を減らすような提案は認めないと。そんなことははっきり言ったらその前の改正時に十分予想できることであつて、これについては責任を持ってやっぱり続けるべきだろうと。これを長年続けた結果においては新たな議論が生じる余地もあるとは思ひますけれども、そうでなければやはりその後すぐに再度条例改正を提案したりは正直常識的に考えたらしないものかなというふうに思います。それが3年というこの短期間で3度もの改正提案というのは、正直これは町民の皆さんも次一体どこに行ったらいいのだと。例えば事業所なんかは何という名前でも今度請求書とか出したらいいのだろうと。そういうことをこの短期間で何回もやろうとしているということになりますから、これは私は理解が得られることではないと思ひますので、反対をさせていただきたいと思ひます。

○議長（村山義明君） ただいま原案に反対の方の意見がありましたので、次に原案に賛成の方の発言を許します。賛成の意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） なければ、次に反対の意見があれば。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 次に、賛成の意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） なければ、あと討論なしとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第2号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定の件については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 賛成者、起立多数です。

したがって、議案第2号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第3号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第3号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第3号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第3号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

14ページをごらんください。改正の要旨です。条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定整備について、番号法第26条の追加に伴いまして、個人情報保護措置を定めた条例を改正する必要性が生じたことにより改正するものであります。

では、新旧対照表、13ページをごらんください。新旧対照表で説明をさせていただきます。

第28条の2、利用停止請求におきまして、第1項第1号、エ中「番号利用法第28条」を「番号利用法第29条」に改めるというものであります。

附則、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

以上であります。説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

18ページであります。改正の要旨であります。条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定整備として、番号法第19条第8号の追加に伴いまして個人番号の独自利用等を含めた条例を改正する必要性が生じたため、今回の改正をするものであります。

新旧対照表、17ページであります。趣旨に関する規定、条例第1条中「法第19条第9号」を「法第19条第10号」に改めるものであります。

附則、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長から内容を説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

26ページ、改正の要旨であります。今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い条例を改正するものであります。

改正法では、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるための改正でありまして、改正の概要として3点が示されております。1点目は、介護休暇の分割に関する規定でありまして、職員の申し出に基づき町長が指定期間、職員が介護休暇を請求できる期間を指定すること、2つ目として指定期間は規則の定めるところにより1の要介護ごとに3回以下かつ合計6カ月以下の範囲内で指定することができること、それから3つ目として経過措置として改正の日に介護休暇の初日から起算して6カ月を経過していない者につい

ても改正の日後に残余の期間を分割して取得できるような措置を講ずること。

2点目としては、介護時間の新設に関する規定でありまして、日常的な介護ニーズに対応するため、町長が職員が介護のため勤務しないことが相当であると認める場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないこと、介護時間を承認できる仕組みを新設するものでありまして、公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能というものであります。

2つ目として、介護時間を承認された勤務しなかった時間は無給とする規定でありまして、昇給、勤勉手当においては直ちに不利にならない取り扱いとし、あわせて介護休暇、育児休業等についても同様の取り扱いとするというものであります。

3点目は、育児休業等に係る子の範囲の拡大に関する規定でありまして、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、1つ目として職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、また2として里親である職員に委託されている子、それから3つ目としてその他これらに準ずるものとして規則で定められることといった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大するというものであります。

それでは、22ページの新旧対照表をごらんください。育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務、第8条の3では、「任命権者は」以下、「小学校就学の始期」以降「当該子」を削り、新たに次に掲げる職員が以降「以下この条及び次条において同じ。）」とし、同項第1号及び2号を追加するというものであります。

また、同条第2項において「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子」を「次にあげる職員が」以降「以下この条及び次条において同じ。）」に改め、「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、日常生活を営むに支障のある者を「要介護者」に改めるというものであります。

第8条の4第4項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、「日常生活を営むのに支障のある者」を「要介護者」に改めるというものであります。

24ページですが、第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条中「職員が」の後に「要介護者」を追加し、「支障があるもの」の後に「をいう。以下同じ。）」を追加、「の介護をするため、」の後に「任命権者が、規則の定めるところにより」以降「内において」を追加するというものであります。

同条第2項では、「前項に規定する者」以降「連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第17条見出し及び第17条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第17条の2、見出しで介護時間の規定を新たに3項にわたり規定するものであります。附則、この条例は、平成29年4月1日から施行するというものでありますので、よろ

しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で3時10分まで休憩とします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎議案第6号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第6号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第6号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課長。

○産業建設課長（平中敏志君） それでは、説明をさせていただきたいと思いますが、大変申しわけありません。説明の前に提案内容に誤りがありますので、訂正をさせていただきたいと思います。議案の28ページになりますが、改め文の上から5行目です。第4号についてですが、事業費が30万円以上100万円未満となる施設整備の備の字が抜けておりますので、追加させていただきたいと思います。と同時に改め文の新旧対照表のほう、29ページになりますが、そちらも第4号の部分で事業費が30万円以上100万円未満となる施設整備の備が抜けておりますので、申しわけありませんが、訂正させていただきたいと思います。

それでは、ご説明申し上げます。議案27ページ、議案第6号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

それでは、議案の32ページをごらんください。改正の要旨でございますが、中頓別町商工業振興支援条例に新たな事業要件を低額にした対象事業を追加し、助成金の交付対象を拡充することにより商工業事業者に対する支援を拡充するものであります。

具体的には、事前に配付させていただきました説明資料も参考にさせていただきたいと思いますが、現行制度におきましては施設の整備の改修等に要する事業費が100万円以上となる場合に助成金の交付対象になるということとしておりました。しかし、今回新たに事業費30万円以上100万円未満の整備に対しても、事業費の3分の1であります。施設整備等改良助成金として助成する規定を設けるものであります。この規定につきましては、平成28年8月に中頓別町商工会からの要請書を受け検討してきたものであります。また、事業費が低額となることから、設備の導入に関しては減価償却資産の耐用年数が5年以上となるものと限定していることと一度100万円未満の改良助成金を受けた後100万円以上の施設整備等改修助成金を実施することは可能とする内容としております。ただし、その場合には施設整備等改修助成金の交付対象上限額から既に交付を受けた施設整備等改良助成金額を差し引いた額を交付上限額とするということに規定しております。また、改良助成金及び改修助成金を受領した場合は、新規事業や規模拡大事業が対象となる施設等整備助成金を受けることはできないというものと規定しております。

それでは、議案の28ページをごらんください。改め文を読み上げて提案させていただきます。中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例。

中頓別町商工業振興支援条例（平成28年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

第4号、事業費が30万円以上100万円未満となる施設整備や設備の改良等を実施した場合、改良等整備費用の3分の1以内を施設設備等改良助成金として交付する。

第7条第1号を次のように改める。

条例第4条第1号の助成金を交付された者は、条例第4条第3号及び第4号の申請を行うことはできない。また、条例第4条第3号及び第4号の助成金を交付された者は、条例第4条第1号の申請を行うことはできない。

第7条第5号中「第6号」を「第7号」に、「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

第2号、条例第4条第4号の助成金を交付された者が、条例第4条第3号の助成金の交付を申請する場合は、既に交付された助成金を除いた額を交付上限額とする。

第3号、条例第4条第4号により設備等の導入を行う場合は、減価償却資産の耐用年数

等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づく耐用年数が5年以上となるものに限る。

第10条第2号中「第3号」を「第4号」に改め、「者が、」の次に「特別な理由がなく」を加え、同条第3号中「第4号」を「第5号」に改める。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、雑駁ではございますが、説明させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第7号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第7号、中頓別町町税条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第7号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

40ページの改正の要旨をごらんください。改正の要旨、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、法人の町民税申告納付、不足額の納付手続及び軽自動車税の種別割、環境性能割の税率等に関し、平成28年4月1日、平成29年1月1日、平成29年4月1日及び平成30年1月1日を施行日として平成28年3月31日改正いたしました。その後社会保障の安定

財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日に公布され、同日施行されました。また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布され、1年を超えない範囲内で施行することとされているところでもあります。今回の改正は、国の法律改正及び施行前の税条例の一部改正する条例の一部を改正して、規定を整備するというものがあります。

改正の概要につきましては、そこに記載のとおりでありまして、第1条におきましては町民税の申告に関する第36条の2において特定非営利活動推進法の改正にあわせて改正するもので、名称の変更に関する規定の整備であります。

また、附則第7条の3の2におきまして、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長に関する規定で、第2条における改正につきましては平成28年改正第1条中附則第16条において軽自動車税の税率特例の規定がありまして、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備、またそれ以降(2)から(6)までそれぞれこの軽自動車税に関する環境性能割等の規定に関する部分を改正するというものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

大変申しわけありません。本来ですと新旧対照表、この後ろにつけるのでありますが、別刷りで配付させていただいておりますので、これで簡潔に説明させていただきます。新旧対照表のまず1ページからであります。

まず、第1条関係では、町民税の申告規定である第36条の2第1項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改めるというものであります。

続いて、2ページになりますが、附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に改め、「平成31年」を「平成33年」に改めるというものであります。

3ページ、第2条関係であります。中頓別町税条例の一部を改正する条例、これは平成28年条例第25号、第1条の規定中「18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。」の文を削る。

同条中「「第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、」を削り、また同条中「「、第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削るというものであります。

4ページになります。第34条の4中100分の12.1を100分の8.4に改める規定以降13ページの中段の表までを削ることになります。中段までの表を削りまして、11ページを見ていただきたいのですが、11ページの改正規定がここにありまして、この改正規定に改めるということになります。

13ページの改正規定第1条の2の規定を新たに加えることになります。内容といたしましては、軽自動車税に係る規定で、14ページの第81条では軽自動車税のみならず課税規定を4項にわたって規定をしております。

第81条の2では、日本赤十字社が所有する軽自動車税等に対する軽自動車税の非課税の範囲に関する規定を設け、第81条の3では環境性能割の課税標準に関する規定を、また16ページになります。16ページの第81条の4では、環境性能割の税率に関する規定を、また第81条の5では環境性能割の徴収の方法に関する規定を、第81条の6では環境性能割の申告納付に関する規定を2項にわたって規定をし、17ページになりますが、第81条の7では環境性能割に係る不申告等に関する過料に係る規定を3項にわたって規定をしたところであります。

また、81条の8では、環境性能割の減免に関する規定を2項にわたって規定し、18ページ、中段以降、第83条、見出しを含みますけれども、以降、規定する文言と条項の変更に伴う改正内容を規定したところであります。

19ページ、下段で附則第15条の次に次の5条を加えとし、第15条の2では軽自動車税の性能割の賦課徴収の特例に関する規定を、15条の3では軽自動車税の環境性能割の減免の特例に関する規定を、第15条の4では軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例に関する規定を、第15条の5では軽自動車税の環境性能に係る徴収取扱費の交付に関する規定をそれぞれ設け、第15条の6では軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定を2項にわたって規定をし、附則第16条第2項から第4項までを削るということになったところであります。

附則になります。附則、施行期日に関する規定中第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条」を「、第43条」に、同号中「第4項」を「第3項」に改める。

同条第2号を「第1条中頓別町税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2に規定」につきましては、「平成29年4月1日」に改めるというものであります。

同条に第4項の規定を新たに加えたところであります。

町民税に関する経過措置に関する規定、第2条第3項を削り、第4項を第3項に改め、第2条の2を新たに加えたところであります。

軽自動車税に関する経過措置に関する規定を第3条の2として新たに加え、現行の軽自動車税に関する経過規定に関する規定、第4条中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改めるというものであります。

本文のほうに戻りまして、39ページ、附則であります。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中頓別町税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定は、平成29年4月1日から施行するという内容になっております。

以上、説明とさせていただきます。後ほどこの軽自動車税に関する改正規定の内容について資料として皆さんにお渡ししたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第8号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第8号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

41ページをお開きください。議案第8号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

45ページをお開きください。改正の要旨であります。平成26年4月から当町における基準賦課限度額を国基準賦課限度額に合わせ73万円から77万円に引き上げましたが、しかし国基準賦課限度額につきましては平成26年度から81万円、平成27年度から85万円、平成28年度から89万円に引き上げとなりました。当町としましては、平成28年4月から83万円に引き上げましたが、平成30年度から道が国保の財政運営の責任主体となり、保険税また保険料の賦課につきましては道が算定する標準保険税率を参考とし、市町村が賦課額を決定することとなるため、近隣町村におきましても国基準賦課限度額の基準に合わせ随時引き上げが行われていること及び新制度開始に向け当町におきましても国基準賦課限度額に合わせる必要があるため、平成29年度から一部引き上げを行うことにしたものであります。

なお、この改正により限度額につきましては宗谷管内全市町村が同額となる予定であります。

42ページをお開きください。第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

これは、課税額についての規定となります。

第23条第1項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

これにつきましては、減額する場合の基準を規定するものであります。

附則です。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） ちょっと2点ほど質問させていただきます。

この条例を施行することによって保険税がふえる世帯数はどれぐらいいるのか。あと、もう一つは、全体として国保税の税収はどれぐらいふえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 世帯数の見込みでありますけれども、前年度ベースの世帯数で考えたときに大体20世帯ぐらいが対象になってくると思います。ただ、この20世帯が全て今回上がる6万円ということではなく、世帯によっては2万円程度上がるですとか4万円程度になるとかということがありますが、総体として、予測ではありますが、20世帯ぐらいが対象になると思います。それに対しての金額でありますので、6万円ですから、6万円上がるとしまして、上がれば、全額上がるとすれば120万円の額になると思います。ただ、この額まで上がるかどうかというのは、その年度になってみないとわからない状況ではあります。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 先ほど20世帯、全世帯が6万円上がるわけではなくて、2万円の世帯もあるということなのですけれども、20世帯という、中頓別で世帯数の少ないところで20世帯も国保税が上がるということは町民にとってもすごく大変なことだと思うのです。それで、今の現行のままでいけないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） この内容につきましては、改正の要旨でもご説明しましたとおり、平成30年度の制度改正に向けて国基準に合わせて限度額の確定をしていきたいというのが基本でありますので、限度額につきましては全市町村統一した形に持っていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） この要旨の中で、平成28年4月から83万円に引き上げましたが、なおかつまた平成29年度ということになりますけれども、これ道新に載っておりますよね。それを見ましたら、引き上げないでこのままいくという自治体もあると書いてありました。今課長が言った答弁の中で管内は統一して上げていくという今説明なのですが、そこら辺どうなのでしょう。再度聞きます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 申しわけありません。管内の状況は確認していましたが、全道的なものの確認は、申しわけありません、ちょっとしておりませんでした。早急にちょっと調べてみたいとは思っています。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど説明の中でちょっと触れておりますけれども、国民健康保険につきましては今後平成30年度から都道府県単位化ということになります。この都道府県単位になるということは、全道の全ての道民が同一の保険料になるということではなくて、それぞれ市町村単位でその町村の所得と、それから医療費を根拠にしてそれぞれの市町村が全道の1つになる保険に対して納付すべき金額が決まると。その納付額が調達できるようにそれぞれの市町村が税率を定めていくというようなことになります。それで、中頓別町の場合は、これまでも保険料については町民の皆さんの負担を抑えるという考え方に立って税率を下げ、それに伴って法定外の繰り入れをするというような形でこれまで国保会計を運営してきました。ただ、基本的な考え方としては、まず先ほど申しあげましたそれぞれ算定される市町村の納付金に見合う税をそれぞれの町村が徴収することになっていきますので、その前提としては市町村が法定外繰り入れをするとか、そういうことを基本的になくしていくというような考え方があるということでもあります。この間中頓別町が実は全道でも4番目にそれに伴う保険料の上昇率、もともと本町は保険料が低いところでもありますけれども、三十数%も上げなければならないというような一応結果になっています。これは、一遍に上げるということではなくて、5年間ぐらいの経過措置を持ってやっていこうということでもあります。この辺それぞれの町村単位でこれまでもやってきたような法定外繰り入れをすることを認めていくのかどうかというような議論も今後出てくるかなというふうには思いますけれども、そういう状況にある中で今回の賦課限度額についてはまず国基準に定めた上で今後そういった税率の見直し等についても対応していかなければならないと、そういう環境にあるということでもありますので、その辺はまたこれからの相談、議論になるところはありますけれども、今回につきましてはこれまで負担していただくべきところを抑制した結果、ここに至って国基準まで上げなければいけない改正が必要ということでもありますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今の町長のお答えで、法定外繰り入れをしないようにとかという、

自治体のためにということもあると思うのですけれども、国が限度額の基準を決めるというのはそれもしようがないことなのかなとは思っているのですけれども、先ほど星川議員の質疑にあったかと思えますけれども、この基準に合わせない自治体があるというのか、もしくは金額は合わせて、上げ幅の分については個人負担ではなくて、税で負担しますよというところが、そういうことを言っているのか、私も話は聞いていたので、実際どういう形なのかはちょっとわからないのですけれども、中にはそういうところもあるということで、先ほどの課の設置条例なんかの議論にもつながるかなと思えますけれども、やっぱり例えば課をふやすとか職員数をふやすとか、今回でいえば特別職の人件費負担がふえるような提案もあります。例えば中頓別町行政がこれまでの財政健全化によってそういうこともできるような余裕が生まれてきたということであれば、町民負担を、前にこれ町長と議論しましたけれども、なかなか今の状態を下げるというのは効果の薄いことでもあるし、大変なことだけれども、現状から最低限上げないということに町長、努めていきたいというようなお答えもありましたので、そういうことが一方でできるのであれば、こどももろに自己負担を上げるのではなくて、やっぱり行政としても納税者の皆さんに対して何か支援ができるのではないかなと思うのですけれども、再度お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、気持ちとしてはやはり町民の皆さんの負担が大きくなるというのは非常に忍びないというふうに思っています。これ国保だけではなくて、先ほど介護保険の補正予算、可決していただきましたけれども、1,400万円の借入れをします。現行平成27年度から平成29年度までの3カ年の保険料については、私当時途中まで課長をやっていたので、あれですけれども、今回やった4,500円という引き上げでは到底おさまらないだけやっぱり実際には引き上げは必要だったと。結局抑えたことに伴いまして借入れをしなければならぬ、起債を起さなければいけないというような状況になっていて、今度平成30年度からの新たな介護保険の計画をつくっていくときにまた大幅な保険料の引き上げをしなければならぬような状況も今予測されています。それだけではなくて、水道会計も実質赤字の状況になっていまして、これも水道会計の収支均衡を図るとすれば水道料の引き上げもやらなければならないというような状況にあるということなのです。ただ、申し上げておきたいのは、だから上げると言っているわけではなくて、町民の負担になっていかざるを得ない、上げなければならないかなというようなものはこの国保だけではなくて、介護保険、あるいは水道、そういったものも今ちょっとめじろ押しになってきているというような状況でありますので、それらの町民の負担を全体として全部上げるということではない対応についてもこれからは考えていかなければならないかなというふうに思います。その中で、今国保の話に限って言うと、基本的には法定外の繰り入れはしないようにしようというようなこと、あくまでも一定の基準で算定した納付額に対してそれぞれの町村が保険料、あるいは保険税として納付して賄うようにしようというような動きがあるということまではご理解いただきたいと思います。ただ、うち

は法定外繰り入れはまだ小さいほうなのです。町村によっては本当に何千万円も入れて抑えているところもあって、率として見ればそうでもないかもしれないけれども、枝幸町だとか猿払村だとかもともとすごく保険料が高いので、さらにそれに上げていけるのかとかというような問題もあるのです。だから、その辺の法定外のルールについてもこれからの協議になるかなというふうに思います。うちだけではなくて、そういった住民の皆さんの負担をより軽減しなければならないというふうに考えている自治体がありますので、その中で議論しながら対応については考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長にもお答えをいただきまして、本当は中頓別町もやっぱり上げていかなければならない負担というのは実は多いのだよというところはもちろん行政のほうの努力もあって何とか今の金額等々で運営されているのはわかるのですが、これをまたまかかもしれないけれども、今回の3月定例会が、この国保の関係もそうですけれども、先ほどの課の設置条例の改正であったりとか、副町長を設置するというような、これはもろに人件費負担となって、そこにまた職員がふえたらということで、何か町民の皆さんの負担がふえるような提案の多い、内容の多い定例会だというふうに非常に感じておりまして、ですから何とかこの点についても現状ではそういった新しいことをやっていくという中では町民の皆さんに何かこういった負担が上がらないような恩恵がやっぱりないと理解は得られないのではないかなと思いますので、何とかこれはぜひ上げないようにしていただきたいなというところで反対をさせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 原案に反対の発言がありましたので、次に原案に賛成者の発言を許します。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 反対するということもわかるのだ。本当にわかるのだけれども、これ反対したらどうなるかといったら町費で持たなければならないことでしょう。それを考えないで反対してもだめだと思う。ということは、他の保険者との不公平感が出てくるのだ。だから、こういった問題がたくさんあるので、今回の国保が広域化したことによって上がるどころと、また下がるところもあるのだ、全市町村から見ると。その辺の悩ましい問題があるので、全体的に言うと激変緩和のようなことで場合によっては段階的に上げるという方法もないわけではないし、場合によっては一部町村で見るとということもないわけではないと思うのだけれども、ただ私はこれをただ一方的に町費で持てということになると他の保険者との不公平感が出てしまうので、それだけをとるとやっぱり賛成せざるを得なくなってしまう。本当はもう少し激変緩和措置がとられてやればまたそれはそれで結構だと思いながら、残念ながら賛成するより方法はありません。

○議長（村山義明君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 反対というか、東海林議員の意見もわかります。でも、今の現行のまま何とか1年やってみて、どうしてもやはり上げざるを得ない……上げざるを得ないのはわかります。やっていけないのもわかりますけれども、一回は足踏みして、ちょっと模索をして、次年度に向けていくのが私はやっぱり町民に対しても理解はそのほうが得られるのではないかなと思いますので、今回のこの提案には反対です。

○議長（村山義明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは次に、原案に反対の方の発言を許します。

佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 私も皆さんと同じで、町長の言われていることもすごくよくわかるのですが、やはり国保税が上がるということで町民に負担がかかるというのは町民もすごくしんどいのではないかなというのがあるので、せめて現状維持でお願いしたいと思いますので、この条例には反対します。

○議長（村山義明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、ないようですので、討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

したがって、議案第8号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（村山義明君） 日程第20、議案第9号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第9号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第9号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

49ページ、改正の要旨であります。近年少子化に伴い普通免許取得希望者は減少傾向にあり、特に都市部以外の地域においてその傾向が顕著であります。都市部においても自動車学校間での入校者の争奪が著しく、近郊の自動車学校においては従前の管轄区域外へさまざまな手段を講じて入校者の確保を図ってきている現状にあります。当自動車学校といたしましても一人でも多くの入校者を確保するべくできる限りのサービスを提供することにより、より多くの入校者の確保につなげていく必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

47ページであります。中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（授業料等の減免）」に改め、同条に次の1項を加える。

2項、学生の入校者に限り、追加の技能補習料等は減免することができる。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） これ総務課長に聞いてわかるかどうかちょっとあれなんですけれども、減免することでどのくらい違うのか、微々たるものだと思うんですけれども、わかりますか。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、現行の自動車学校運営に関する条例の中で減免規定がありまして、町長は20%以内の授業料の減免はすることができるというふうになってはいます。ただし、ここに書いてある追加の各技能補習料等の減免についての規定はありません。これは何を言っているかという、補習を受けたりする場合に1時間につき幾らと払うわけですが、そこを基本的には学生については免除をして、一定額の中で、決まった額の中で最後まで終わらせるという形をとりたいということでありまして。これは、うちの学校だけではなくて、ほかの学校でも実はやっているところがありますけれども、よってその人によって、補習がない人は一切その対象にならないと。今の状況で申しますと、そんなにたくさんの子供たちが補習を受けるというのは現実的には余りないというふうには聞いております。ただ、現実的にはさっき言った現行の20%以内での免除はできることになっておりますので、ここをしっかりとやるということは必要にはなりますけれども、あくまでもこれもできる規定ですので、今までもそれを全てやっていなかったかというところというわけではない。夏期間、要するに余り生徒の少ない期間については、例

えば夏期です。夏場の期間には余り生徒がないので、そういうときには例えば10%だとか15%だとかと減免をして受け入れをするというようなことはやってはきていたという状況はあります。これによってどれだけマイナスになるかということ、正直言って、さっき言ったように、減免する対象者がどれだけいるかによって変わってきますので、それよりもそういうことをすることで一定額で卒業できますよということを設定することによって一人でも多くうちとしては受け入れる体制はとりたいという考え方で今回の改正規定を設けたということであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 私も言いたかったのだ。今高等学校を卒業する子供たちは、そんな補習料を減免するといったって微々たるものなのだ。問題は、従来から言っているように、枝幸町の高校生にいかにかっちへ向いてもらおうかというところでしょう。それだったら、補習料なんて言わないで、基本的な料金を他の学校にないようなすてきな減免をして、こっちへ向けることが先決でしょう。全くそういう意味ではこそくだ。こんなものでふえるのか、人。そんなものふえるわけないでしょう、こんなもので。5万円か10万円ぐらい低くするというのなら、それなら魅力を感じて来るけれども、もう少しきちっとした何人もふえることが期待できるような、そんなものを考えてほしいと思うのだけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 先ほど申しましたとおり、例えば20%割引するということは6万円ぐらいの減額になるのです。現実的には今も、さっき言ったように、夏場15%割引しているということになると4万5,000円を超える額を減免するということになります。よって、30万円ちょっと超える今の授業料ですから、それが25万円程度で受けられるということになります。正直言って、ほかのところもこれと同じぐらいのところやっているところはそれはあると思います。ただ、さっき言ったこの規定を設けることによって一定額でまず入校したら卒業できますよということにやっぱりよさを少し見出したいなということで今回のこの規定をここに設けたということですので、そういうことでご理解をいただきたいということであります。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） では、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（村山義明君） 日程第21、議案第10号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第10号 中頓別町道路線の変更について、山内産業建設課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） それでは、ご説明いたします。

50ページをお開きください。議案第10号 中頓別町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

1、変更前の路線、整理番号109号、路線名、あかね5条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別48の3、終点、字中頓別160の1、総延長339.8メートル、用地幅員、最大9.5メートル、最小9.5メートル。

2、変更後の路線、整理番号109号、路線名、あかね5条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別48の8、終点、字中頓別159の3、総延長191.92メートル、用地幅員、最大11.46メートル、最小9.77メートルとなります。

総延長に関しては、147メートル余りが減少になります。路線の場所につきましては、配付させていただきました町道路線の説明資料のとおりでございます。

変更理由につきましては、長寿園の増改築工事により町道の延長及び用地幅員の変更が生じたことによる変更をするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町道路線の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長（村山義明君） 日程第22、議案第26号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第26号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 議案第26号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について。

議案51ページをお開きください。中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

54ページをお開きください。改正の要旨でございますが、本条例の目的である住民の定住化と本当の豊かさを分かち合う温かいまちづくりを推進していくため支援事業の一つとして実施している子育て支援に係る出生祝金をさらに拡充し、子育てに係る負担軽減を図るとともに、人口減少対策に資するよう改正を行うものであります。

52ページにお戻りください。中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例。

中頓別町いきいきふるさと推進条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中ア、出生祝い、商品券3万円分を第1子及び第2子、10万円（うち5万円分商品券）第3子以降、30万円（うち5万円分商品券）に改める。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） いきいきふるさと推進条例の一部を改正するというので、この条例については以前結婚支援制度の創設などもあって、出生祝金等についても再度今回見直されたというのは、これは進展であるというふうに思います。ただ、前に違う場面で町長にもちょっとお話をしたことがあるのですけれども、結婚支援制度であるとか、例えばその前だと産業の振興条例のように提案をした年度内の4月にさかのぼって適用されないのかなというところが、前にも一度平場というか、違う場面で町長にお伺いをしたことがあるのです。この点なぜなのかなというところをまずお伺いしたいなと思いますけれど

も。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、制度改正については基本的には改正後から適用するというのが基本的な考え方だというふうに思います。ただ、結婚の祝い事業については私が就任する前に議会で議論もあって、そのことを踏まえた前町長からの申し送りもありました。それで、たまたま改選期ということで、その年の4月1日からという適用にというふうにはなさらなかったということでもありますけれども、その議論を踏まえると平成27年4月にさかのぼってしてあげることがいいのではないかというふうに判断したということです。それと、商工業や農業の関係については、もともと私が就任した際に速やかに、条例の制定は翌年の3月と遅くなりましたけれども、できるだけ早く条例を制定して、その年度から適用できるようにというような思いで取り組んだところもありますので、それらが基本的には、そういった取り扱いのほうがむしろ例外的なのかなというふうな考え方でありまして、この条例につきましてはこの改正後、新年度からの適用がいいのではないかというふうに考えています。

ただ、蛇足でありますけれども、私も昨年末にも子供、子育ての支援についてはもう少し抜本的に見直したいというようなお話をさせていただいています。今回ほかにも給食費の問題であるとか、そういったことについても提案できればというような思いでありましたけれども、ちょっと事務的な作業等が、というか資料づくりのほうで十分にできていないところがありまして、全体的な見直しには至っていないところがあります。そういったことを鑑みて、次の段階の改正についてはできるものについてはやはり新年度の4月にさかのぼってやるような改正も出てくるかなというふうな考え方は持っております。それと、このいきいきふるさと推進条例についても出生だけではない、その後の成長に合わせた給付というようなことも考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。それらの制度化がされた際には過去に受けた給付によって少ない給付を受けた方たちについては次の給付の機会にはその分多くもらえると、何らかのそういう調整を図りながら、生涯の中で、生涯というか、子供が成長するまでの中でできるだけ不公平感なくこういう支援が受けられるような制度化もあわせて考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 討論というのは正直おかしいかなというふうには思うのですが、この点については遡及とかされないのはもともとの町長のお考えではないかなということで、正直簡単にやっているわけではないですが、単純に反対というのはおか

しいと思うかもしれないけれども、議員提案とか議会提案とか修正案というのがどんなに難しいことか皆さんもおわかりになると思います。正直町側がしっかりとした、また問題のない提案をしていただければ全会一致で可決となるようなことが、ちょっとそれが変わるだけで全く結果が変わってしまうということが多々ありますので、正直こういう形しかないかなと思うのですけれども、町長のお考えはわかります。ただ、これ中頓別町も少ないながら毎年のように正直この場で我々が議論していることに比べてもはるかに最も多くの可能性を秘めたこの出産、赤ちゃんが生まれるという出来事が起こっているわけですよ、毎年。ですから、やっぱり本当に必要としている方々が今年度までの中にいるということです。正直私も来年度以降に子供が生まれるというご夫婦からお話を聞いたりしたわけではないし、町がどういうニーズ調査をされたかわからないですけれども、正直4月からなら今提案しなくてもいいのではないかなというふうにも思いますし、つまり適用時期について納得できないところ。それと、1子、2子、3子というふうにありますけれども、今はご夫婦、ご家族でやっぱり1子という家族形態が多くなってきていますから、金額についても正直最初から30万円分でもいいのではないかなというふうに思いますので、そういった意味を込めて、私一人だと思えます、反対をさせていただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 原案に反対の意見がありましたので、次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論がないようですので、これで討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

したがって、議案第26号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎休会の議決

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。あす3月2日から3月3日までは休会としたいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす3月2日から3月3日までは休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時15分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員